

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）

労働保険徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局労災管理課

労災保険財政数理室長

「労災保険率適用基準」の補足事項について

労災保険率の適用については、平成 28 年 2 月 29 日付け基発 0229 第 2 号「『労災保険率適用基準』について」により取り扱うこととしたところであるが、近年の事業の内容・形態の多様化等に鑑み、今般、労災保険率の適用の基本となる考え方を補足するとともに、事業の種類の細目ごとに、該当する事業の内容を例示するので、労災保険率の適用業務において参考にされたい。ただし、本事務連絡に示す例は主なものであり、事業の内容が例として示されていないことをもって、直ちにいずれの事業の種類の細目にも該当しないものと判断することのないよう留意されたい。

なお、本事務連絡は、「労災保険率適用基準」の補足であり、事業の主たる業態・種類又は内容等を考慮して事業の種類を決定するという労災保険率の適用の原則を変更するものではないことから、事業の種類については、引き続き個々の事業の実態を正確に把握の上、総合的に判断して決定するよう留意されたい。

「労災保険率適用基準」の補足事項について

目次

1. 労災保険率適用の基本原則の補足解説	- 1 -
第1 事業の単位	- 1 -
第2 事業の種類	- 1 -
関連通達・事務連絡要旨	- 3 -
第3 労災保険率	- 4 -
2. 労災保険率適用事業細目の補足解説	- 5 -
第1 林業	- 5 -
(02 又は 03) 林業	- 5 -
(0301)植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業	- 5 -
関連通達・事務連絡要旨	- 5 -
第2 漁業	- 7 -
(11)海面漁業（(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	- 7 -
(1101)海面において行う水産動物（貝類を除く。）の採捕の事業	- 7 -
(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業	- 7 -
(1201)海面において定置網を用いて行う漁業	- 7 -
第3 鉱業	- 8 -
(21)金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業...	- 8 -
(2102)非金属鉱業	- 8 -
(2105)その他の石炭鉱業	- 8 -
(23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	- 8 -
(2301)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	- 8 -
(24)原油又は天然ガス鉱業	- 8 -
(2402)天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	- 8 -
(25)採石業	- 8 -
(2502)その他の岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）等の採取業	- 8 -
関連通達・事務連絡要旨	- 9 -

第4 建設事業	- 10 -
(31) 水力発電施設、 ^{すい} 隧道等新設事業	- 10 -
(3101) 水力発電施設新設事業	- 10 -
(3103) ^{すい} 隧道新設事業	- 10 -
(32) 道路新設事業	- 10 -
(34) 鉄道又は軌道新設事業	- 10 -
(3402) その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業	- 10 -
(35) 建築事業（(38) 既設建築物設備工事業を除く。）	- 11 -
(3504) 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び	
(3715) さく井事業を除く。）	- 11 -
(3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業	- 11 -
(3505) 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を	
再度使用することを前提に解体するものに限る。） 、移動、取りはずし又は撤去の事業	- 11 -
(3506) その他の建築事業	- 12 -
(38) 既設建築物設備工事業	- 12 -
(3801) 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われ	
る事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部	
において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。）	- 12 -
(36) 機械装置の組立て又はすえ付けの事業	- 13 -
(3601) 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業	- 13 -
(3602) 索道建設事業	- 13 -
(37) その他の建設事業	- 13 -
(3703) 道路の改修、復旧又は維持の事業	- 13 -
(3704) 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業	- 13 -
(3705) 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業	- 13 -
(3707) 貯水池、 ^{でん} 鉦毒沈澱池、プール等の建設事業	- 14 -
(3712) 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719) 造園の事業を	
含む。）	- 14 -
(3719) 造園の事業	- 14 -
(3716) 工作物の解体事業	- 14 -
関連通達・事務連絡要旨	- 14 -

第5 製造業	- 20 -
(41) 食料品製造業	- 20 -
(4101) 食料品製造業	- 20 -
・肉製品又は乳製品製造業	- 20 -
・水産食料品製造業	- 20 -
・野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業	- 20 -
・調味料製造業	- 21 -
・精穀又は製粉業	- 21 -
・砂糖製造業	- 21 -
・パン又は菓子製造業	- 21 -
・飲料製造業（清酒製造業を除く。）	- 21 -
・製氷業	- 21 -
・その他の食料品製造業	- 22 -
(4112) たばこ等製造業	- 22 -
・たばこ製造業	- 22 -
・製茶業	- 22 -
(42) 繊維工業又は繊維製品製造業	- 22 -
(4201) 繊維工業又は繊維製品製造業	- 22 -
・製糸業	- 22 -
・紡績業又はねん糸製造業	- 23 -
・化学繊維製造業	- 23 -
・織物業	- 23 -
・メリヤス製造業	- 23 -
・染色整理業	- 23 -
・繊維雑品製造業	- 24 -
・被服、繊維製身のまわり品等製造業	- 24 -
・その他の繊維工業又は繊維製品製造業	- 24 -
(44) 木材又は木製品製造業	- 25 -
(4401) 木材又は木製品製造業	- 25 -
・ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業	- 25 -
・造作材、合板その他建築用組立て材料製造業	- 25 -
・木製容器製造業	- 25 -
・木製履物製造業	- 26 -
・木材薬品処理業	- 26 -
・木製家具製造業	- 26 -
・木製宗教用具製造業	- 26 -

・木製建具製造業.....	- 26 -
・その他の木材又は木製品製造業.....	- 26 -
(45)パルプ又は紙製造業.....	- 27 -
(4501)パルプ又は紙製造業.....	- 27 -
・繊維板製造業.....	- 27 -
(46)印刷又は製本業.....	- 27 -
(4601)印刷又は製本業.....	- 27 -
・印刷業（(9412)謄写印刷業を除く。）.....	- 27 -
・製本又は印刷物加工業.....	- 27 -
・写真製版、植字等の事業.....	- 27 -
(47)化学工業.....	- 28 -
(4701)化学工業.....	- 28 -
・化学肥料製造業.....	- 28 -
・無機工業製品製造業.....	- 28 -
・有機工業製品製造業.....	- 29 -
・動植物油脂製造業.....	- 29 -
・油脂加工製品又は塗料製造業（界面活性剤製造業を含む。）.....	- 30 -
・天然樹脂製品又は木材化学製品製造業.....	- 30 -
・医薬品製造業.....	- 30 -
・火薬、煙火又はマッチ製造業（弾薬装てん組立て業を含む。）.....	- 30 -
・その他の化学製品製造業.....	- 31 -
・石油精製業.....	- 31 -
・廃油再生業又は廃油処理工業.....	- 31 -
・れん炭又は豆炭製造業.....	- 31 -
・その他の石油製品又は石炭製品製造業.....	- 31 -
・タイヤ又はチューブ製造業.....	- 32 -
・ゴム製 ^{はき} 履物製造業.....	- 32 -
・工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業.....	- 32 -
・その他のゴム製品製造業.....	- 32 -
・製革業.....	- 32 -
・毛皮製造業.....	- 33 -
(48)ガラス又はセメント製造業.....	- 33 -
(4801)ガラス又はセメント製造業.....	- 33 -
・板ガラス製造業.....	- 33 -
・光学ガラス製造業.....	- 33 -

・ガラス繊維製造業.....	- 33 -
・ガラス製品加工業（「(6001)計量器、光学機械、時計等製造業」の「レンズ製造業」を除く。）.....	- 33 -
・その他のガラス又はガラス製品製造業.....	- 34 -
・セメント製造業.....	- 34 -
(66) コンクリート製造業.....	- 34 -
(6601) コンクリート製造業.....	- 34 -
(62) 陶磁器製品製造業.....	- 34 -
(6201) 陶磁器製品製造業.....	- 34 -
(49) その他の窯業又は土石製品製造業.....	- 34 -
(4901) その他の窯業又は土石製品製造業.....	- 35 -
・建設用粘土製品製造業.....	- 35 -
・粘土製耐火物製造業.....	- 35 -
・炭素又は黒鉛製品製造業.....	- 35 -
・研ま材製造業.....	- 35 -
・石膏 ^{こう} 又は石灰製造業.....	- 35 -
・その他の各種窯業又は土石製品製造業.....	- 35 -
(50) 金属精錬業（(51)非鉄金属精錬業を除く。）.....	- 36 -
(5001) 金属精錬業.....	- 36 -
・製鉄業.....	- 36 -
・製鋼圧延業.....	- 36 -
(51) 非鉄金属精錬業.....	- 36 -
(5101) 非鉄金属精錬業.....	- 36 -
・非鉄金属の製錬又は精錬業.....	- 36 -
・非鉄金属合金の製錬又は精錬業.....	- 37 -
(52) 金属材料品製造業（(53)鋳物業を除く。）.....	- 37 -
(5201) 金属材料品製造業.....	- 37 -
・鋼材製造業（一貫して行う(55)めつき業を含む。）.....	- 37 -
・その他の金属材料品製造業.....	- 37 -
(53) 鋳物業.....	- 37 -
(5301) 鋳物業.....	- 37 -
・鋁鉄鋳物製造業.....	- 38 -
・非鉄金属鋳物製造業.....	- 38 -

(54) 金属製品製造業又は金属加工業（(63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めつき業を除く。）	- 38 -
(5401) 金属製品製造業又は金属加工業	- 38 -
・ブリキかんその他のめつき板製品製造業	- 38 -
・配管工事用附属品製造業	- 38 -
・構築用金属製品製造業	- 38 -
・線材製品製造業	- 39 -
・各種金属の打抜き、紋抜き又は塑形の事業	- 39 -
・金属の溶接又は溶断の事業	- 39 -
・金属表面処理業（「(5501)めつき業」の「アルマイト加工業」及び「(6115)塗装業」を除く。）	- 39 -
・その他の金属製品製造業又は金属加工業	- 39 -
(63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（(55)めつき業を除く。）	- 39 -
(6301) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	- 40 -
・刃物製造業	- 40 -
・手工具製造業	- 40 -
・一般金物製造業	- 40 -
(56) 機械器具製造業（(57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	- 40 -
(5601) 機械器具製造業	- 41 -
・原動機製造業	- 41 -
・農業用機械製造業（「(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（手工具製造業）」を除く。）	- 41 -
・金属加工機械製造業	- 41 -
・繊維機械製造業	- 41 -
・特殊産業用機械製造業	- 42 -
・一般産業用機械装置製造業	- 42 -
・家庭用機械器具製造業	- 43 -
・消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業	- 43 -
・各種機械又は同部分品製造修理業	- 43 -
(57) 電気機械器具製造業	- 44 -
(5701) 電気機械器具製造業	- 44 -
・発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業	- 44 -
・民生用電気機械器具製造業	- 45 -
・電球製造業	- 45 -
・通信機械器具又は同関連機械器具製造業	- 45 -

・電子管又は半導体素子製造業	- 46 -
・電子応用装置製造業	- 46 -
・電気計測器製造業	- 46 -
・その他の電気機械器具製造業	- 46 -
(58) 輸送用機械器具製造業（(59) 船舶製造又は修理業を除く。）	- 46 -
(5801) 輸送用機械器具製造業	- 46 -
・自動車製造業	- 47 -
・鉄道車両製造業	- 47 -
・自転車又はリヤカー製造業	- 47 -
・航空機製造業	- 47 -
・その他の輸送用機械器具製造業	- 48 -
(59) 船舶製造又は修理業	- 48 -
(5901) 船舶製造又は修理業	- 48 -
・鋼船製造又は修理業	- 48 -
・木船製造又は修理業	- 48 -
(60) 計量器、光学機械、時計等製造業（(57) 電気機械器具製造業を除く。）	- 48 -
(6001) 計量器、光学機械、時計等製造業	- 48 -
・計量器、測定器又は試験機製造業	- 48 -
・測量機械器具製造業	- 49 -
・医療機械器具製造業	- 49 -
・理化学機械器具製造業	- 49 -
・光学機械器具又はレンズ製造業	- 50 -
・時計製造業	- 50 -
・事務用機械器具製造業	- 50 -
・楽器又は音盤製造業	- 50 -
(64) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	- 50 -
(6401) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	- 50 -
・貴金属製品製造業（宝石細工業を含む。）	- 51 -
・装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業	- 51 -
・かさ製造業	- 51 -
・草履製造業	- 51 -
・皮革製品製造業	- 51 -
・紋紙等製造業	- 52 -
・木彫製品等製造業（手作業によるものに限る。）	- 52 -
(61) その他の製造業	- 52 -
(6102) ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業	- 53 -

(6104) 可塑物製品製造業（購入材料によるものに限る。）	- 53 -
(6105) 漆器製造業	- 54 -
(6107) 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業	- 54 -
(6109) わら類製品製造業	- 54 -
(6116) その他の各種製造業	- 54 -
関連通達・事務連絡要旨	- 55 -
第6 運輸業	- 70 -
(71) 交通運輸事業	- 70 -
(7101) 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業（(7202) 貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。）	- 70 -
(7102) 自動車又は軽車両による旅客の運送事業	- 70 -
(7104) 航空機による旅客又は貨物の運送事業	- 70 -
(7105) 船舶による旅客の運送事業	- 70 -
(7103) 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業	- 70 -
(7106) その他の交通運輸事業	- 70 -
(72) 貨物取扱事業（(73) 港湾貨物取扱事業及び(74) 港湾荷役業を除く。）	- 71 -
(7201) 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業	- 71 -
(7203) 自動車又は軽車両による貨物の運送事業	- 71 -
(7204) 貨物の荷造り又はこん包の事業	- 71 -
(73) 港湾貨物取扱事業（(74) 港湾荷役業を除く。）	- 71 -
(7301) 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業	- 71 -
(7302) はしけ又は引船による貨物の運送事業	- 71 -
関連通達・事務連絡要旨	- 72 -
第7 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	- 73 -
(81) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	- 73 -
(8101) 発電、送電、変電又は配電の事業	- 73 -
(8104) 上水道業	- 73 -
(8105) 下水道業	- 73 -
(8106) 熱供給業	- 73 -
関連通達・事務連絡要旨	- 74 -
第8 その他の事業	- 75 -
(95) 農業又は海面漁業以外の漁業	- 75 -
(9501) 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業	- 75 -
(9502) 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業	- 75 -

(9503) 水産動植物の採捕又は養殖の事業（(11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	- 75 -
(91) 清掃、火葬又はと畜の事業	- 75 -
(9101) 清掃業	- 75 -
(9102) 火葬業	- 76 -
(9103) と畜業	- 76 -
(93) ビルメンテナンス業	- 76 -
(9301) ビルの総合的な管理等の事業	- 76 -
(96) 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	- 76 -
(9601) 倉庫業	- 76 -
(97) 通信業、放送業、新聞業又は出版業	- 77 -
(9701) 通信業	- 77 -
(9702) 放送業	- 77 -
(9703) 新聞業又は出版業	- 77 -
(98) 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	- 77 -
(9801) 卸売業・小売業	- 77 -
(9802) 飲食店	- 78 -
(9803) 宿泊業	- 78 -
(99) 金融業、保険業又は不動産業	- 78 -
(9901) 金融業	- 78 -
(9902) 保険業	- 78 -
(9903) 不動産業	- 78 -
(94) その他の各種事業	- 78 -
(9411) 広告、興信、紹介又は案内の事業	- 79 -
(9418) 映画の製作、演劇等の事業	- 79 -
(9419) 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業	- 79 -
(9420) 洗たく、洗張又は染物の事業	- 79 -
(9421) 理容、美容又は浴場の事業	- 79 -
(9422) 物品賃貸業	- 80 -
(9423) 写真、物品預り等の事業	- 80 -
(9425) 教育業	- 80 -
(9426) 研究又は調査の事業	- 80 -
(9431) 医療業	- 80 -
(9432) 社会福祉又は介護事業	- 80 -
(9416) 前各項に該当しない事業	- 81 -

関連通達・事務連絡要旨	- 81 -
事項索引（抄）	- 84 -

※ 関連通達・事務連絡要旨は、事業の種類細目に係る主要な通達及び事務連絡の要約であり、原則として発出時の原文を示しているが、重要箇所を抜粋する都合上、言葉を補っているものや、発出後の事業の種類番号等の変更を考慮し、必要に応じて変更後の番号等に置き換えているものがある。

1. 労災保険率適用の基本原則の補足解説

第1 事業の単位

[補足解説]

一定の目的を達するために、場所的かつ時期的に相関連して行われる附帯作業、追加作業等は、一定の目的を達するために行われる事業の一部をなすものとして、全体を一の事業として取り扱われ、場所的に独立している行われる事業は、原則として、それぞれを一の事業として取り扱うこととなる¹。

また、場所的に相関連して行われているが、時期的に独立して行われる作業であっても、当該作業が先行する事業に付随して行われるものである場合には、当該先行する事業に吸収して取り扱われる。

第2 事業の種類

[補足解説]

事業細目表は、労災保険率表に掲げる事業の種類の具体的範囲を細目として定めたものであり、一の事業の事業の種類として、その業態が合致又は類似する細目を含むものを決定することとなる。合致又は類似する細目がない場合であっても、業態と明らかに異なる事業の種類の決定を行うことは適当でない。

例えば、工場等において製品の製造を行う事業について、製造する製品が細目にならない場合、当該事業の事業の種類は「94 その他の各種事業」（細目は「9416 前各項に該当しない事業」）ではなく、事業の種類の分類の「製造業」の範囲内で、類似の細目を含むものを決定する。なお類似の細目がない場合は、「61 その他の製造業」（細目は「6116 その他の各種製造業」）となる。

また、一の事業において事業細目表に掲げられている複数の事業の種類にわたる作業を行っていても、それらが当該事業の運営の一過程と認められる場合には、作業内容等により事業を細分化せず、主たる業態に基づき一括して行うのが原則である。

例えば、鉱業の事業を行う場合、事業の運営上、機械器具工業所、製材所、発電所、事務所等が設けられているように、鉱業とは事業の種類の異なる数種の作業が付随していても、これらを鉱業と合関連する一部門に過ぎないものとみなし、全体を一の事業として事業の種類を決定することとなる。

近年の事業の内容・形態の多様化等により、一の事業の中に相関連しない複数の業態を含む例も見受けられるが、この場合、それぞれの作業実態を把握し、各作業に係る労働者の数及び当該労働者に係る賃金総額の多寡も勘案の上、いずれが主たる業態であるかを判断する必要がある。なお、一の事業において、部門ごとに活動の場が明確に区分され、かつ、経理、人事、経営等業務上の指揮監督が異なる場合には、活動

¹ 継続事業であれば、仮に場所的に独立している事業であっても、出張所、支所、事務所等で労働者が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があるとは言い難い場合については、直近の事業に包括して全体を一の事業として取り扱う。

組織上独立しているものとみなし、個々の部門を独立した事業として、それぞれ事業の種類を決定することとなる²。

(1) 建設事業

[補足解説]

「完成されるべき工作物により難い場合」とは、一の事業の中に複数の完成されるべき工作物がある場合³のことであり、各工作物の工事、作業に係る労働者の数及び当該労働者に係る賃金総額の多寡により当該事業の主たる工事、作業を総合的に判断し、事業の種類を決定する。

ただし、スキー場、ゴルフ場等、大規模な土地の造成を主たる目的とする建設の事業において、当該造成工事と関連する各種建築工事等が分割発注で施工され、かつ、分割された各工事における完成されるべき工作物が別途通達で定められている工作物に該当する場合に限っては、事業全体を労災保険率決定上の事業の単位とせず、各工作物に係る工事ごとに独立した事業として労災保険率決定上の適用単位とし、当該完成されるべき工作物により事業の種類を決定する。

また、一の事業の中に除外事業が含まれている場合には、事業全体を一の労災保険率決定上の適用単位とせず、当該事業から除外事業を分離し、各工作物に係る工事ごとに独立した事業として労災保険率の適用単位とし、当該完成されるべき工作物により事業の種類を決定する。

(2) 構内下請事業

[補足解説]

「主たる製品」とは親事業の事業の種類に係る製品のことであり、親事業が事業の種類異なる複数の製品製造を行っている場合、主たる製品は各製品製造に携わる労働者の数及び当該労働者に係る賃金総額の多寡により総合的に判断する。

親事業の主たる製品の製造工程における作業を行う構内下請事業は、親事業と同じ事業の種類に分類され、主たる製品以外の製品の製造工程における作業を行う構内下請事業は、当該主たる製品以外の製造工程を一の事業とみなした場合に分類される事業の種類に分類されるが、言い換えれば、構内下請事業については、当該構

² 希な例ではあるが、事業主とその家族が金属製品製造を営む事業場において、伝票整理等の事務のみを担当する労働者を雇用する場合、当該労働者の作業の実態は「94 その他の各種事業」に該当するが、一般的に労働者は事業主の指揮監督下に置かれることから、当該労働者の作業を金属製品製造に関連したものと捉え、当該事業場の事業の種類を「54 金属製品製造業又は金属加工業」に決定することとなる。

³ 「一の事業の中に複数の完成されるべき工作物がある場合」とは、例えば、建設事業における一の工事の中に、適用基準で指定する除外事業以外の工事が複数混在するような場合のことである。このような場合は、工事全体を一の労災保険率決定上の適用単位とし、主たる工事、作業内容により事業の種類を決定する必要がある。

内下請事業が行う作業の内容ではなく、当該作業を含む製造工程から最終的に完成される製品により事業の種類を決定することとなる。

(3) 労働者派遣事業

[補足解説]

「派遣先での作業実態」とは、派遣先事業場の事業の種類ではなく、派遣労働者自身が派遣先事業場で実際に行う作業の内容を意味する。

例えば、「50 金属精錬業」と「53 鋳物業」を営む事業場に労働者が派遣された場合、派遣先事業場の主たる業態が「50 金属精錬業」であっても、派遣労働者が実際に行う作業の内容が「53 鋳物業」であれば、派遣元事業場の事業の種類は「53 鋳物業」となり、派遣先事業場の事業の種類とは一致しないこととなる。

また、派遣労働者の派遣先での作業実態が複数の事業の種類にわたる場合には、主たる作業実態に基づいて事業の種類を決定することとなり、この場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により判断することとなる⁴。

関連通達・事務連絡要旨

● 大規模造成工事と各種建築工事等が関連して行われる事業が分割発注で施行される場合に係る労災保険率の適用について（平成2.3.9 発労徴第8号、基発第124号）

分割されたそれぞれの請負事業が、前記1の各号（スキー場の建設事業、ゴルフ場の建設事業、総合リゾート施設の建設の事業、飛行場の建設事業）に掲げる工作物に係る事業である場合には、当該工作物を当該事業における完成されるべき工作物として労災保険率を適用する。また、造成工事であってもつばら当該工作物のためだけに行われるものは当該工作物の工事の一環として取り扱う。

なお、それ以外の事業は全て「(37)その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

本通達でいうゴルフ場の建設の事業とは大規模な造成を伴うものをいい、ホテル等に付随したような小規模なもの（いわゆるショートコース、パターゴルフ場等）の建設の事業をいうものではない。

また、総合リゾート施設の建設の事業とは、大規模造成を主たる目的とする施設の建設をはじめ、余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教育文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能を有した施設を建設する事業をいう。

● 製造業における構内下請事業に係る労災保険率の適用及び金属製の機械部分品の製造を行う事業の労災保険率の適用について（昭和57.2.19 発労徴第19号、基発第118号）

⁴ 複数の作業実態がある場合、一般的に派遣労働者数が多い作業と賃金総額が多い作業は一致すると考えられるが、一致しない場合は派遣労働者数を優先的な判断要素とすることが適当である。

製造業に属する事業の事業場構内において、もっぱら作業を行う事業（以下「構内下請事業」という。）であって、当該製造業に属する事業（以下「親事業」という。）の事業の種類に係る製品（以下「主たる製品」という。）を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業については、親事業と同種の事業に係る労災保険率を適用する。ただし、親事業が主たる製品以外の製品を製造している場合には、当該主たる製品以外の製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業については、当該主たる製品以外の製品を製造する工程を一の事業とみなした場合に適用される労災保険率を適用することとする。

第3 労災保険率

[補足解説]

メリット制の適用がある事業については、その収支実績により労災保険率を増減し、メリット制適用後の労災保険率を決定する。

2. 労災保険率適用事業細目の補足解説

第1 林業

[補足解説]

製造業者等が林業に該当する事業を行う場合には、当該事業について個別に保険関係を成立させる。例えば、製材工場が、立木の伐採、搬出を行う場合、製材工場から独立して、本事業に分類する。

(02 又は 03) 林業

B その他の林業

(0301) 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業

[補足解説]

森林の保護の目的で行われる狩猟業、立木に薬剤等を注入する事業、又は松くい虫等の駆除を行う事業は、本分類に含まれる。

関連通達・事務連絡要旨

● 保険料率の適用区分について（昭和25.10.27 基収第3171号）

[照会]

造林の事業に対する保険料率については、「其の他の林業」として取り扱っているが、造林事業の中独立した苗圃の事業は、その作業態様が畑地に於ける植樹、植替等を行う所謂苗木の栽植、栽培の事業と思われるので農商の事業と解してよろしいか。

[回答]⁵

苗木の栽植、栽培が造林事業に付随するものであるときは造林事業の一部として第3級の「その他の林業」の料率を適用する。但し、造林事業と関係なく独立して苗木の栽植、栽培のみの事業が行われるときは、これに対しては第21級の2の「植物の栽植、栽培の事業」の料率を適用する。

● 間伐の事業等の労災保険率の適用について（昭和58.3.29 発労徴第14号、基発第162号）

- 1 初回間伐については、林齢16年から25年の間に造林保育のために胸高直径10センチメートル以下の不良立木等を簡易なチェーンソー又は手鋸を使用して地上約1メートルの部位で伐採するのが一般であり、伐採した木材の利用は普通行われず、伐採に伴う災害の危険度も主伐の場合よりかなり低い実態にある。

このような状況に鑑み、初回間伐であって、林齢25年以下かつ胸高直径10センチメートル以下の立木の伐採を行う事業については、「0301 植林若しくは造林の事業又

⁵ 現在、「植物の栽植、栽培の事業」は、「(95)農業又は海面漁業以外の漁業」に含まれる。

はこれらに付随する事業」に該当するものとして、「その他の林業」の労災保険率を適用することとする。

- 2 2回目以降間伐の対象となる立木は、胸高直径も20センチメートル前後あり、その作業内容及び伐採に伴う災害の危険度も主伐の場合と同様であり、伐採した木材も建築材、パルプ材等に利用されるのが一般である。

このような状況に鑑み、2回以降間伐の事業及び初回間伐であっても前記1の要件を満たさない間伐の事業については、「0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業」に該当するものとして、「木材伐出業」の労災保険率を適用する。

● **労災保険法における木材伐出業の取扱いについて（昭和40.2.17 基発第173号）**

木材伐出業に包含される運材の事業とは、伐採地より集材場（いわゆる山源土場または山土場）までの搬出作業及びこれに付帯する作業をいうこと。

● **木炭等の製造を行う事業の労災保険率の適用等について（平成16.1.30 基徴発第0130001号、基労管発第0130001号、基労補発第0130001号）**

切出等により発生した木材等から一貫して木炭等を製造する事業は、製造工場等の設置場所が森林であるか否かにかかわらず、従前のとおり「0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業」の労災保険率を適用する。

● **研削砥石製造業に係る労災保険率の適用変更並びにしいたけ等の栽植・栽培業及び陸送業についての労災保険率の適用について（昭和57.2.1 発労徴第15号、基発第77号）**

自己のしいたけ栽培に使用することを目的とするだけでなく、他の事業に対し販売することを目的として行う原木の伐採の事業については、しいたけの栽培を行う事業とは別個の事業とし、「木材伐出業」の労災保険率を適用するものであり、事業細目は「0201伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに附随する事業」に分類される。

なお、森林内での樹脂、樹皮、天然きのこ、堅果、果実等の採取を行う事業は、「その他の林業」の労災保険率を適用するものであり、事業細目は、「0303 その他の各種林業」に分類される。

第 2 漁業

(11)海面漁業（(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）

(1101)海面において行う水産動物（貝類を除く。）の採捕の事業

[補足解説]

この分類には、海面において行われる貝類以外の水産動物（魚類、いか、たこ等の軟体類、えび、かに等の甲殻類、鯨等の海獣類等）の採捕を行う事業であって、海面において定置網を用いて行う漁業以外の事業が該当する。

なお、海面において行われる天然コンブ、ワカメ等の海藻類の採取の事業、アサリ、ハマグリ等の貝類の採捕の事業、のり、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖の事業、及び真珠、ホタテ、カキ等の貝類の養殖の事業、並びに内水面にて行う水産動植物の採捕又は養殖の事業は、「9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業（(11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）」に含まれる。

また、海面において定置網を用いて行う漁業は、「1201 海面において定置網を用いて行う漁業」に含まれる。

(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業

(1201)海面において定置網を用いて行う漁業

[補足解説]

この分類には、さし網を用いて行う漁業が含まれる。

第3 鉱業

(21) 金属鉱業、非金属鉱業((23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業

[補足解説]

独立して石炭の水洗、選炭等のみを行う事業及び亜炭鉱業は本分類から除かれ、「26 その他の鉱業」に分類される。

(2102) 非金属鉱業

[補足解説]

硫黄の製錬又はろう石クレーの製造を行う事業は本分類に含めず、「4901 その他の窯業又は土石製品製造業」に含める。

ゼーゲルコーン番号30以下の普通粘土の採掘を行う事業は本分類に含めず、「25 採石業」に含める。

(2105) その他の石炭鉱業

[補足解説]

石炭鉱山の坑道掘進等の坑内作業を行う事業は、本分類に含まれる。

(23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業

(2301) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業

[補足解説]

付随して行われる事業には、当該事業の鉱区において鉱床中に存する他の鉱物又は岩石等の採掘又は採取の事業、並びに表土剥離等の事業が含まれる。

(24) 原油又は天然ガス鉱業

(2402) 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業

[補足解説]

天然ガスの採掘又は採取から一貫して圧縮天然ガスの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(25) 採石業

(2502) その他の岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）等の採取業

[補足解説]

耐火粘土（ゼーゲルコーン番号31以上）の採掘等を行う事業は本分類に含めず、「21 金属鉱業、非金属鉱業（23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業」に含める。

関連通達・事務連絡要旨

- 建設業者が施工する金属鉱業所内の坑道掘さく工事に対する労災保険法適用料率について（昭和 35. 3. 23 基収第 1038 号）

金属鉱業所内の坑道掘さく工事に対する保険料率は、昭和 34 年 4 月 4 日付基発第 231 号通ちょうに準じ、「金属鉱業」の保険料率を適用されたい。

- 天然ガス、石油採掘の為のさく井事業に対する労災保険法適用料率について（昭和 35. 8. 13 基収第 404 号）

[照会]

適用事業細目表の解説においても「石油鉱業」は坑井及び坑道より原油（天然ガスを含む）の生産を行うものが該当するとあり、さく井工事は生産を行うものとは解し難く、ガス又は石油業者が一貫的に採掘試掘を行う場合と、さく井事業が請負ってさく井する場合と同一に取扱うことも些か疑義がある。

[回答]⁶

天然ガス、石油採掘の為のさく井事業（試掘を含む）はガス又は石油業者以外の者、すなわち、さく井業者等が行う場合でも「石油鉱業」の保険料率を適用されたい。

- 帝国石油株式会社が行う地質調査等に対する労災保険法の適用について（昭和 37. 4. 27 基発第 422 号）

作孔機等を使用して地下を掘削するなど、地下構造を物理探査する弾性波探査班及び重力探査班の作業は、その行う個々の作業を有期事業とし、「(24) 原油又は天然ガス鉱業」の保険料率を適用すること。

- 採石業者が採石現場で採石並びに間知石等を造る事業に対する労災保険料率の適用について（昭和 42. 5. 30 基発第 633 号）

間知石を採取する工程における加工は、一般建築用石材の切り出し、採取にともなう加工と異ならないので、「採石業」として適用されたい。

- 金型製造事業等に対する労災保険法適用料率について（昭和 34. 3. 28 基発第 199 号）

水洗炭業については、その実態により、便宜「砂鉱業」として適用すること。

⁶ 現在、「石油鉱業」は「(24) 原油又は天然ガス鉱業」に含まれる。

第4 建設事業

[補足解説]

建設工事の企画、調整、測量、設計、監督等を行う事業、及び土木建築業者等が金属、非金属、石灰石及び石油又は天然ガス等の鉱物を採取するための試掘、坑道掘削、さく井又は排土作業を主として請け負って行う事業は、本分類から除かれる。

(31) 水力発電施設、^{ずい}隧道等新設事業

(3101) 水力発電施設新設事業

[補足解説]

堤体、土砂吐、魚道、舟筏路、流水路、仮締切、本締切又は仮排水路の新設、水力発電施設用^{ずい}隧道又は水力発電施設用えん堤（フィルダムを含む）の新設の事業、取水口、沈砂池、吐水又は余水路、蓋渠、水そう、土捨場又は敷地の造成の事業、水力発電施設新設事業現場内で行われる骨材採取、水力発電施設新設事業現場内で行われる工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設、既設の発電所の水路を利用して流量調節等の目的をもって施工される調整池（貯水池）の新設、建設工事用機械（バッチャープラント、セメントサイロ、骨材運搬用ベルトコンベア等）の組立て又は据付け、並びに水力発電施設新設事業現場内で行われる索道の建設等の事業は、本分類に含まれる。

(3103) ^{ずい}隧道新設事業

[補足解説]

シールド工法による^{ずい}隧道新設事業は、本分類に含める。

なお、推進工法による管の埋設の事業及び開さく工法（オープンカット工法）による^{ずい}隧道新設事業は、本分類から除かれる。

(32) 道路新設事業

[補足解説]

道路新設事業に伴って行われる舗装工事業で、請負契約が道路新設工事とは異なる契約によって発注されているものは「33 舗装工事業」に分類されるが、道路新設事業と同一の請負契約によって施工される舗装工事は、本分類に含まれる。

(34) 鉄道又は軌道新設事業

(3402) その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業

[補足解説]

モノレールの建設事業は、跨線式、懸垂式を問わず本分類に含めず、「35 建築事業（38 既設建築物設備工事業を除く。）」に含める。

(35) 建築事業（(38) 既設建築物設備工事業を除く。）

[補足解説]

既設建築物内部において行われる設備工事業及びこれに附帯して行われる事業（室内の塗装、建具の取付け、床張り及びその他の内装工事業）は本分類から除かれ、「38 既設建築物設備工事業」に分類される。

なお、足場、ゴンドラ等の建築の態様をもって、建築物の外部の清掃を行う事業は、本分類に含まれる。

(3504) 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。）

[補足解説]

水洗便所、汚水汚物処理装置、じんかい処理装置等の衛生設備及び消火設備の工事を行う事業は、本分類に含まれる。

(3507) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業

[補足解説]

道路等の信号機の建設を行う事業は本分類に含めず、「3506 その他の建築事業」に含める。

送電線路の建設を行う事業は本分類に含めず、「3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業」に含める。

(3505) 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業

[補足解説]⁷

工作物の容体が原形をとどめず、かつ、これを構成する材料の全部又は大部分が、全く又は殆ど原形をとどめない程度に解体する事業は本分類に含めず、「3716 工作物の解体事業」に含める。

工作物に使用されている資材の大部分を、「そのまま用いて」再度使用することを前提として解体する事業は、本分類に含まれる。

⁷ 従来の「3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業」から名称のみを変更したものであり、該当する事業の内容及び範囲に変更はない。

仮設舞台・ステージ、サーカス小屋等の解体工事は、使用されている資材を「そのまま用いて」、当該工作物を再度組み立てることを前提としており、本分類に含まれる。

古民家等の移築工事は、基礎部分のみを解体し、躯体部分に使用されている資材を「そのまま用いて」、当該工作物を再度組み立てることを前提としており、本分類に含まれる。

(3506) その他の建築事業

[補足解説]

火力発電所、原子力発電所の建設の事業は、本分類に含まれる。

電車軌道の送電架線の建設又は補修事業は、本分類に含まれる。

太陽光発電設備装置の設置工事は、本分類に含まれる。

(38) 既設建築物設備工事業

[補足解説]

建築物の新設に伴う内部設備工事業又は内装工事業は、たとえ分割発注であっても本分類から除かれ、「35 建築事業（38 既設建築物設備工事業を除く。）」に分類される。

なお、主として既設建築物内部において行われる工事は、躯体の改造を伴う場合を除き、一般的に本分類に含まれる。

- (3801) 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、**
(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び
(3715) さく井事業を除く。)

[補足解説]

既設建築物の内部において行われる設備工事において、機械装置の組立て又は据付けから一貫して行う設備工事の場合、及び機械装置以外の設備工事を行う場合は本分類に含まれるが、機械装置（本体、附属装置、附属品）の組立て又は据付けの工事を行う場合は、「36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業」に分類される。

例えば、暖房設備工事において、ボイラー装置以外の設備工事（各室へのパイプの取付け、取替え等）を行う場合、又はボイラー装置の据付けから一貫して行う設備工事の場合は本分類に含まれる。

ただし、ボイラー装置の据付けを行う工事は、除外事業として「3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業」に分類される。

(36) 機械装置の組立て又はすえ付けの事業

(3601) 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業

[補足解説]

例えば、建設事業の態様をもって行う、ボイラー装置（本体、附属装置、附属品）の修繕及び部分品の取替えは本分類に含まれる。

ただし、既設建築物の内部において行われる、ボイラー装置以外の設備工事（各室へのパイプの取付け、取替え等）は、「38 既設建築物設備工事業」に分類される。

なお、原子力発電所の定期検査工事等の取扱いについても、本体、附属装置、附属品の取替え、修繕に係るものは本分類に含まれる。

(3602) 索道建設事業

[補足解説]

索道とは、鉄道事業法施行規則第47条に規定されているものを指し、大きくは普通索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト）と特殊索道（リフト）に分類される。

なお、水力発電施設新設事業現場内及び高えん堤新設事業現場内で行われる索道の建設事業は本分類に含めず、「31 水力発電施設、隧道等新設事業」に含める。

(37) その他の建設事業

(3703) 道路の改修、復旧又は維持の事業

[補足解説]

路面標識等の表示を行う事業は、本分類に含まれる。

(3704) 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業

[補足解説]

砂利の散布のみを行う事業は本分類に含めず、「3302 砂利散布の事業」に含める。

軌条の撤去のみを行う事業は本分類に含めず、「3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業」に含める。

(3705) 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業

[補足解説]

水門、樋門等の建設を行う事業は本分類に含めず、「3708 水門、樋門等の建設事業」に含める。

(3707)貯水池、^{でん}鋳毒沈澱池、プール等の建設事業

[補足解説]

地上に構築される配水池、プール等の建設を行う事業は本分類に含めず、「3506 その他の建築事業」に含める。

(3712)開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う(3719)造園の事業を含む。）

[補足解説]

広場の展圧又は芝張りのみを行う事業は本分類に含めず、「3303 広場の展圧又は芝張りの事業」に含める。

(3719)造園の事業

[補足解説]

重機を用いるなど土木工事の態様を伴う造園工事を行う事業は、本分類に含まれる。土木工事の態様を伴わず、刃物又は手工具等のみを用いて植物の栽培管理、ガーデニング等を行う造園事業は、「9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」に含まれる。

なお、「刃物又は手工具等」とは、「6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（55 めつき業を除く。）」に掲げる刃物、手工具等を指す。

(3716)工作物の解体事業

[補足解説]⁸

工作物の容体が原形をとどめず、かつ、これを構成する材料の全部又は大部分が、全く又は殆ど原形をとどめない程度に解体する事業は、本分類に含まれる。

工作物に使用されている資材の大部分を、再度使用しないこと又は再生して再度利用することを前提として解体する事業は、本分類に含まれる。

また、沈没船の解体工事を行う事業は、本分類に含まれる。

関連通達・事務連絡要旨

● 保険料率適用事業細目表の改正について（昭和 33. 4. 11 基発第 222 号）

「水力発電建設事業現場への工事用資材の輸送のための道路又は鉄道の建設事業」は、水力発電建設事業現場以外の場所、例えば最寄の駅又は市街地等より、水力発電建設事業現場へのいわゆる資材等の輸送用の道路又は鉄道の建設事業をいい、「水力発電建設事業

⁸ 従来の「3716 工作物の破壊事業」から名称のみを変更したものであり、該当する事業の内容及び範囲に変更はない。

現場」とは、発電所家屋、堰堤、水路隧道等の建設事業、取入口、沈砂地、放水路その他の一般土木事業等の水力発電建設に直接関係ある一連の総合工事が現実に行われまたは行われる予定の場所をすべて包含する地域をいうものである。

従って、水力発電建設事業現場における水力発電建設用の道路または鉄道の建設事業については、従来どおり「水力発電建設事業」の一部と見なされるものであるからその取扱いについては特に留意されたい。

● 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部改正について（昭和 58.3.28 発労徴第 12 号、基発第 156 号）

（参考）えん堤の建設事業の適用区分

	〔 高さ 〕	〔 えん堤の種類 〕	〔 事業の種類 〕
えん堤	20m以上	フィルダム	土えん堤 …… » 「37」
			土えん堤以外 …… » 「37」
		コンクリートダム	…… » 「31」
	20m未満	…… »	「37」

なお、フィルダムの建設事業であっても、水力発電を目的とするダムの建設を行う場合には、「(31)水力発電施設、隧道等新設事業」に分類される。

● 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（昭和 36. 2. 18 基発第 127 号）

隧道建設事業の態様をもって施工される発電所又は変電所家屋建築事業（完全地下式のものをいう。）は、その実態からして建築事業には含まれず、隧道建設事業に属するものであり、したがって水力発電施設等建設事業として取り扱う。

● 建設事業と製造業を併せ行う事業に係る賃金総額の把握及び労災保険の適用における留意点について（平成 6.3.3 労働大臣官房労働保険徴収課業務班長、労働基準局労災管理課調査班長及び労働基準局補償課業務班長名の事務連絡）

高速道路等のずい道内面の両サイドに設けられる化粧パネルの設置工事は、ずい道内面巻立てコンクリートにアンカーボルトを埋め、このボルトで支柱を固定し、この支柱に化粧パネルを止めるものであり、通常のずい道の新設の場合は、ずい道内の舗装工事終了後に施工されるものである。

このため、道路新設に伴い新設ずい道の内面に化粧パネルや吸音材等（以下「パネル等」という。）を設置する工事については、当該ずい道新設工事に含め、「31 水力発電施設、ずい道等新設事業」の労災保険率を適用する。

ただし、道路新設に伴う新設ずい道の内面にパネル等を設置する工事で、当該パネル等の設置工事が、ずい道内において土圧を保つためのものでないと認められ、かつ、独立して行われる場合に適用される労災保険率は、道路新設工事に伴う道路附属施設設置工事として、完成される工作物（道路附属施設）により、また、完成される工作物により難い場合は、主たる工事、作業内容によること。

● **道路関係工事以外の建設工事に伴う舗装工事に係る労災保険率の適用について（平成 3.2.7 発労徴第 6 号、基発第 89 号）**

道路関連工事以外の建設工事に伴う舗装工事について当該舗装工事に係る請負契約が他の建設工事とは異なる発注により締結されている場合は、当該舗装工事は独立した事業として「(33)舗装工事業」の労災保険率を適用すること。

舗装工事が他の建設工事と同一の請負契約により施工される場合は、従来どおり適用の基本原則により労災保険率を決定すること。

● **開さく式地下鉄道新設事業の適用料率について（昭和 54.1.11 基発第 18 号）**

「35 建築事業」として適用する駅舎関係工事の範囲は、駅舎（プラットホーム、階段及び連絡通路を含む。）の内装工事及び電気等の設備工事とする。

なお、駅舎（プラットホーム、階段及び連絡通路を含む。）の躯体工事については、掘削等の土木工事に含め、「34 鉄道又は軌道新設事業」として適用されるので念のため申し添える。

● **ケーソン（函塊）製作工事に対する保険料率の適用について（昭和 44.3.24 基収第 5997 号-2）**

当該事業（ケーソン製作工事）は、防波堤あるいは岸壁建設工事等のために行なうものであるから、「(37)その他の建設事業」の保険料率を適用すること。

● **道路の建設事業に係る労災保険率の適用について（昭和 59.2.1 労徴発第 8 号、事務連絡）**

道路の改修、復旧、維持等の工事（以下「道路改修等工事」という。）は、原則として「(37)その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

道路の災害復旧工事であっても、トンネル工事は昭和 57 年 10 月 22 日付け発労徴第 72 号、基発第 678 号（第 4 建設事業の 8）により「(31)水力発電施設、隧道等新設事業」又は「(37)その他の建設事業」、橋等の工事は「(35)建設事業」の労災保険率を適用する。

一の事業において、道路改築工事と道路改修等工事を併せ行う場合の労災保険率は、完成される工作物により、完成される工作物により難い場合は、主たる工事、作業内容によること。

● **建設機械等の賃貸とその運転業務を併せ行う事業に係る労災保険率の適用について（昭和61.3.25 発労徴13号、基発163号）**

イ 建設事業以外の事業に対して、運転員付建設機械等賃貸事業を行う場合は、当該賃貸先事業に係る労災保険率を適用すること。

ロ 複数の事業に対して運転員付建設機械等賃貸事業を行っており、当該賃貸先事業に係る事業の種類が異なる場合は、運転員として就労するものの延人数又は賃金総額により判断して労災保険率を適用すること。

ただし、建設事業に対して運転員付建設機械等賃貸事業を行う場合は、下記ニによることとする。

ハ 建設等を行う事業が、運転員付建設機械等賃貸事業を併わせ行っている場合であって、当該賃貸の部門が一の独立した事業として把握できる場合には、当該建設事業とは別に保険関係を成立させ、前記イ及びロにより取り扱うこと。

ニ 賃貸先事業が建設事業である場合における労災保険率の適用については、従来どおり昭和35年1月12日付け労働省基収第3202号及び昭和38年6月20日付け労働省基発第698号により、取り扱うこと。すなわち、当該事業は継続事業として取り扱い、「(37)その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

● **隧道の補修工事の取扱いについて（昭和31.6.14 基発第389号）**

既設隧道の漏水又は亀裂による部分のセメント注入（いわゆるグラフト工事といわれるもの。）等簡易な補修工事と認められるものについては、「(37)その他の建設事業」として取り扱うこと。

● **路面標識等の表示を行う事業の労災保険率の適用について（平成元.3.6 発労徴第14号、基発第103号）**

路面標識等の表示を行う事業（路面標示業）は、表示の作業現場を事業単位とし、道路附属施設を設置する工事として建設事業として取り扱い、「(37)その他の建設事業」の労災保険率を適用する。この場合の事業の種類の細目は、「3703 道路の改修、復旧又は維持の事業」に分類する。

● **東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする事業に係る労災保険の適用について（平成23.4.11 基労発0411第1号）**

労働保険の適用事業の事業主が、地方自治体、主管行政庁、業界団体等からの依頼を受けて、東日本大震災による被害の復旧を目的として、当該事業主の指揮・命令により当該事業場が使用する労働者を被災地へ赴かせて行う事業のうち、事業の種類が明らかに建設の事業であると認められるものについては、これを有期事業として取り扱うこと。

この場合にあつて、労災保険率の適用に当たっては、従来どおり、主として達成すべき目的及び場所的・時間的概念によって適用事業の単位を決定した上で、完成されるべき工作物又は主たる事業により、事業の種類を決定すること。

なお、主たる作業内容が「がれきの撤去」である場合は、「3718 その他の各種建設事業」を適用すること。

● 東日本大震災による被災地における「除染の作業」を目的とする事業に係る労災保険の適用について（平成 23. 12. 27 基労発 1227 第 1 号）

1 事業の種類の詳細の適用に係る考え方

「除染の作業」を目的とする事業（以下「当該事業」という。）については、その作業実態に鑑みて、「労災保険率事業細目表」（昭和47年労働省告示第16号）の「事業の種類の詳細（以下「細目」という。）」を適用することとする。

2 事業の適用の考え方

当該事業の適用に当たっては、事業の期間が予定されている場合は、原則として有期事業として成立するものであること。この場合に、当該事業が委託事業である場合は、「除染の作業」の態様が多岐にわたることに鑑み、一の事業として取り扱うこととする。

ただし、建設事業以外の事業として既に保険関係が成立しており、当該事業の主たる作業内容が建設事業以外の事業であると判断できる場合は、平成23年4月11日付け基労発0411第1号（以下「0411通達」という。）の記の4のとおり、既に成立している保険関係からの出張作業として取り扱うこと。

3 細目の適用に当たっての留意点

当該事業が、建設事業の態様を伴う作業⁹（※）が主である事業の場合には、「建設事業」を適用すること。

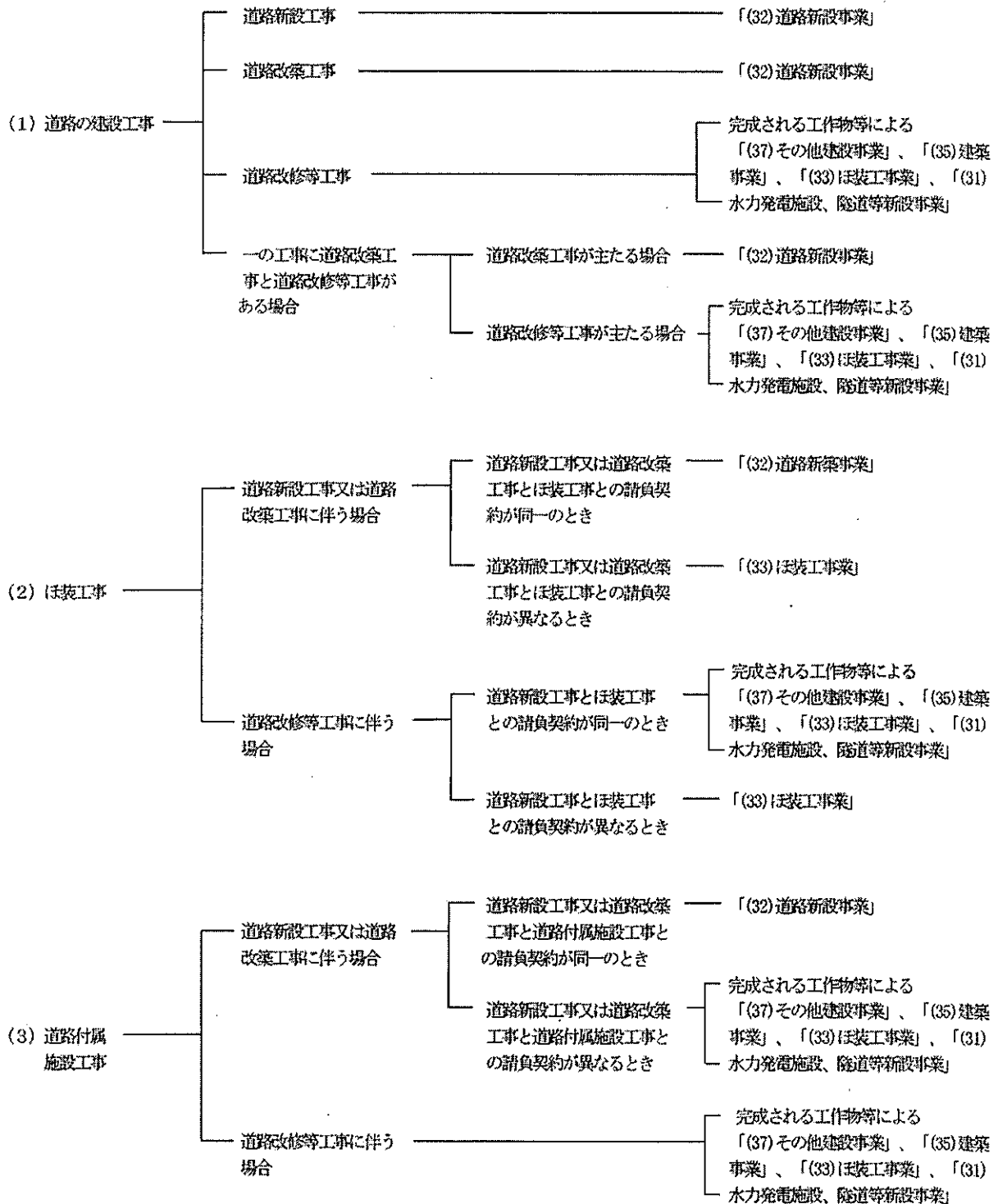
この場合、細目の適用については、「労災保険率適用基準」（平成12年2月24日付け発労徴第12号、基発第94号）の第1章第2（1）により、「完成されるべき工作物により難い場合は、主たる工事、作業内容による」ものとしており、判断に当たっては、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡を基準とすること。

なお、建設事業の態様を伴う作業（※）が主である事業については、一定の要件の下で、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第8条に規定する「請負事業の一括」が適用され、元請負人が下請事業も含めて事業主とみなされることとなるので、留意すること。

⁹ ※ 足場を組む、ゴンドラを使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等

● 道路の建設事業に係る労災保険率の適用について(昭和 59. 2. 1 労働発第 8 号、事務連絡)

労災保険率の適用概略図



第5 製造業

[補足解説]

製造業に属する事業の事業場構内において、専ら作業を行う事業（構内下請事業）であって、当該製造業に属する事業（親事業）の製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業は、製造業に含まれる。この場合の労災保険率は、当該工程を一の事業とみなした場合に適用される労災保険率を適用する。

(41) 食料品製造業

(4101) 食料品製造業

・肉製品又は乳製品製造業

[補足解説]

ソーセージ、ハム、ベーコン等の肉製品（肉製品のかん詰、びん詰、つぼ詰を含む。）の製造及びバター、チーズ、粉乳、アイスクリーム、乳酸菌飲料、発酵乳、カゼイン等の乳製品等（乳製品のかん詰、びん詰、つぼ詰を含む。）の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

マーガリンの製造を行う事業は、「4101 食料品製造業（その他の食料品製造業）」に含める。

・水産食料品製造業

[補足解説]

水産かん詰（びん詰、つぼ詰を含む。）の製造、こんぶ、とろろこんぶ、酢こんぶ、焼のり、味つけのり等の海そう加工品の製造、寒天の製造、魚肉ハム又はソーセージの製造、かまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこ、はんぺん等の水産練製品の製造、水産物の冷凍品の製造、及び素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、くん製魚介類、削節類、塩辛製品等の水産食料品の製造を行う事業、並びに鯨体処理を行う事業は、本分類に含まれる。

・野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業

[補足解説]

野菜のかん詰・びん詰・つぼ詰、果実のかん詰・びん詰・つぼ詰、乾燥野菜、乾燥きのこ、冷凍野菜、冷凍果実、ジャム、マーマレード、ジュース原液、ゼリー、ピーナッツバター、乾燥いも、マッシュポテト、干しがき、かんぴょう、及び乾燥果物等の保存食料品の製造、並びに野菜及び果実を原料としてつけ物の製造を行う事業は、本分類に含まれる。煮豆の製造を行う事業は、「4101 食料品製造業（その他の食料品製造業）」に含める。

・調味料製造業

[補足解説]

味噌、しょう油、食用アミノ酸の製造、グルタミン酸ソーダの製造及び食酢、香辛料、カレー粉、とうがらし粉、肉桂粉、わさび、こしょう、にんにく粉、濃縮そば汁等のソース類の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・精穀又は製粉業

[補足解説]

米穀のとう精、大麦、裸麦の精穀、精米、精麦及び小麦粉の製造、穀類を原料として家畜、家きん、愛玩・観賞用動物等の配合飼料の製造、及び動植物性加工副産物を原料として、たん白質混合飼料、魚粉飼料、貝殻飼料等の家畜、家きん、愛玩・観賞用動物などの単体飼料の製造、並びに穀粉、そば粉、とうもろこし粉、豆粉、きな粉、みじん粉、はったい粉、香せん、馬鈴しょ粉、甘しょ粉及びこんにゃく粉等のでん粉の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・砂糖製造業

[補足解説]

甘しょ糖、てん菜糖等の砂糖の製造、粗糖を精製して、氷砂糖、糖みつ糖の砂糖の製造及び糖みつの加工処理を行う事業は、本分類に含まれる。

・パン又は菓子製造業

[補足解説]

食パン、生パン、菓子パン糖のパン類の製造、洋生菓子の製造、和生菓子の製造、ゼラチン菓子の製造、カステラの製造、ビスケット、クラッカー等の乾パン、干菓子の製造、米菓子の製造、及びキャンデー、チョコレート、あられ、油菓子、氷菓、ウエハース等のその他のパン、菓子の製造、並びにチューインガムの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・飲料製造業（清酒製造業を除く。）

[補足解説]

サイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップ等の清涼飲料及び嗜好飲料の製造、ぶどう、りんご、いちご、みかん等の果実より果実酒の製造、ビールの製造並びにウイスキー、焼酎、洋酒、ブランデー、合成酒等の酒又は薬用酒、味りん、飲料用アルコールの製造を行う事業は本分類に含まれる。

・製氷業

[補足解説]

ドライアイスの製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

・その他の食料品製造業

[補足解説]

ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤の製造、ぶどう糖及び水あめの製造、購入した動植物性油脂を加工しマーガリン、ショートニング、ラード等の製造、うどん、そうめん、そば、マカロニ、手打めん、即席めん類、中華めん等の製造、並びにこうじ、種こうじ、豆腐、インスタントコーヒー、荒びきコーヒー、冷凍調理食品、食品甘酒、即席ココア、こぶ茶、いり豆、こんにゃく、そう菜、弁当の製造等他に分類されない食料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

薬用酵母剤の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

自然環境や気候の変化等に影響を受けない建築物等の屋内で、もやし、えのき茸等の製造を行う事業は本分類に含まれる。

もやしの製造を農家の副業として行う場合には本分類に含めず、「9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」に含める。

なお、しいたけの栽培を行う事業は、本分類に含めず、「9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」に含める。

(4112) たばこ等製造業

・たばこ製造業

[補足解説]

各種紙巻たばこ、きざみたばこ、葉巻たばこ等を製造する事業及び葉たばこの乾燥、除骨、たる詰等を行う事業は本分類に含まれる。

・製茶業

[補足解説]

荒茶又は仕上茶の製造を行う事業は本分類に含まれる。ただし、こぶ茶、はま茶、麦茶の製造を行う事業は本分類に含めず、「4101 食料品製造業」に含める。

(42) 繊維工業又は繊維製品製造業

(4201) 繊維工業又は繊維製品製造業

・製糸業

[補足解説]

絹糸のねん糸を行う事業は、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（紡績業又はねん糸製造業）」に含める。

・紡績業又はねん糸製造業

[補足解説]

スフ（ビスコース短繊維）、アセテート短繊維、合成繊維短繊維、羊毛、絹、亜麻、ちょう麻、黄麻、綿繊維等からの紡績糸の製造、及び主として購入した絹、レーヨン、綿、スフ、毛、合成繊維、アセテート等の糸から、ねん糸及びカタン糸、刺しゅう糸を製造する事業は、本分類に含まれる。紙ねん糸の製造を行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

・化学繊維製造業

[補足解説]

レーヨンフィラメント、アセテート長繊維、アセテート短繊維等のレーヨン及びアセテートの製造、ナイロン、ビニロン、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニール、ポリエステル、ポリエチレン、アクリル、ポリプロピレン等の合成繊維の製造、及びセロファンの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・織物業

[補足解説]

綿織物、スフ織物、和紡織物、タオル地織物等の綿糸、スフ糸、合成繊維、紡績糸、和紡糸等から綿スフ織物の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

ガラス繊維の製造の事業は、原則として本分類から除かれる。

・メリヤス製造業

[補足解説]

丸編、たて編、横メリヤス生地 of 製造、又は毛糸、綿糸若しくは他から受け入れたメリヤス生地から外衣、帽子、下着、靴下、手袋等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・染色整理業

[補足解説]

機械無地染、機械漂白、機械なっ染又はタオル染色整理を行う事業、細幅繊維、組ひも、綱、網等の染色整理を行う事業、並びに綿、スフ又は麻織物、絹又は人絹織物、毛織物、メリヤス、レース等の繊維製品に精錬、漂白、浸染、なっ染又は附帯加工を行う事業は、本分類に含まれる。

洗張及び洗たく業は本分類に含めず、「9420 洗たく、洗張又は染物の事業」に含める。

・繊維雑品製造業

[補足解説]

光輝畳縁、リボン、織マーク、テープ、ゴム糸入織物等の綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸等から細幅織物の製造、並びに刺しゅうレース、ケミカルレース、ギュピャーレース、編レース、リバーレース、組ひも、さなだひも、くつひも、モール、ふさ等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・被服、繊維製身のまわり品等製造業

[補足解説]

購入した織物、フェルト地、レース地を裁断、縫製して男子服、婦人子供服、作業服、学校服等の各種外衣の製造、シャツ、ズボン下、スリッパ、ペチコート、ブラジャー、コルセット、パジャマ、ナイトガウン等の中衣、下着、及び寝着類の製造、毛皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マッフ、服飾品の製造、長着、羽織、じゅばん、帯、はかま、コート、半てん、柔道着、剣道着等の和服及び和服用身のまわり品（ショール、半えり、帯どめ、帯あげ、羽織ひも）の製造、フェルト帽子、織物製帽子の製造、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、たび等の製造並びに購入した織物、組ひも又は皮革、毛皮等を交えてサスペンダー、ガーター、アームバンド、よだれ掛、おしめカバー、衛生バンド等の製造を行う事業は本分類に含まれる。

皮のなめしを伴う衣服の製造、地下足袋の製造又はゴム製手袋の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

麦わら、経木又は紙製の帽子の製造を行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

革製手袋、革製バンド等の革製品（衣服以外のもの）の製造を行う事業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（皮革製品製造業）」に含める。

・その他の繊維工業又は繊維製品製造業

[補足解説]

整毛、反毛、洗毛化炭、トップ製造等の羊毛の洗い上げ、化炭及び毛、綿、レーヨン、スフ、合成繊維等の紡績くずの反毛を行う事業、亜麻の製織を行う事業、ベッチン、コールテン等のせん毛を行う事業、製綿、中入綿、ふとん綿、プレスフェルト、乾式不織布等の中入綿、ふとん綿等を製造する事業、じゅうたんの製造、だん通の製造、繊維製床敷物の製造、油布、タイプライターリボン、絶縁布等の上塗り又は防水した材料による織物の製造、脱脂綿、繊維製生理用品、ガーゼ、ほう帯、眼帯、衛生マスク等の脱脂綿、ガーゼ等の繊維製の衛生材料品の製造、フォームラバー、寝具、ふとん、寝台掛、まくら、寝具用カバー、羽根ぶと

ん等の寝具、蚊や、テント、シート、日よけ、ほろ、帆や、帆布製品等の製造、並びにトワイン、ロープ、コード、漁網、網地、麻袋、ヘシヤンバッグ、ガンニーバッグ、綿袋、スフ物、シーツ、どん帳、テーブル掛等の網、ロープ、繊維製袋物等他に分類されない繊維製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

紙製衛生材料品の製造を行う事業及びわら縄、わら網等のわら製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

(44) 木材又は木製品製造業

[補足解説]

購入した経木、板物等を材料として折箱等を製造する事業は、本分類に含まれる。

家具又はスキー等を製造する事業であっても、金属製のものを製造する事業は本分類から除かれ、「5401 金属製品製造業又は金属加工業」に分類される。

木製玩具等を製造する事業で、塗装を主として行う事業、並びに竹、籐又はきりゅう製品の製造を行う事業は本分類から除かれ、「61 その他の製造業」に分類される。

(4401) 木材又は木製品製造業

・ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業

[補足解説]

木舞、屋根まき、経木箱仕組材、経木マット、経木さなだ、経木モール、木綿、木せん、たが、たる丸、床板、詰物用木毛等の製造、原木より一貫作業として製造するマッチ軸製造、及び木材小割業又は木材チップの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・造作材、合板その他建築用組立て材料製造業

[補足解説]

タンク用木材、バット用木材、木製サッシ、窓、戸のわく、羽目板等の製作材の製造、ベニヤパネル、強化木、パーティクルボード（削片板）、集成材、積層材等のベニヤ合板の製造又は木製組立材料の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・木製容器製造業

[補足解説]

経木若しくは板物を材料として、食物、菓子、詰物用折箱の製造、製函、木箱、ベニヤ箱、輸送用木製ドラム缶、包装木箱、工具木箱、取わく、巻わく等の各種の木箱（くぎ付け、針金巻、接着剤で接着したもの）の製造、又は和だる、洋だるの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・木製履物製造業

[補足解説]

下駄箱、木製サンダルの台及び完成品を製造する事業は、本分類に含まれる。
木製履物の塗装のみを行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

・木材薬品処理業

[補足解説]

木材防腐処理、木材耐火処理、まくら木又は電柱の薬品処理等を行う事業は、本分類に含まれる。

・木製家具製造業

[補足解説]

たんす、鏡台、机、椅子、寝台、キャビネット、戸棚、書棚等の家庭及び事務所等で使用される家具の製造、及び公衆建築物用及び専門用の家具、つい立、戸棚、ロッカー等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・木製宗教用具製造業

[補足解説]

貴金属製、陶磁器製以外のもので仏壇、仏具、神具、お宮、みこし等の宗教用具の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

葬具の製造を行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

・木製建具製造業

[補足解説]

建具、戸、障子、ふすま、ふすま骨、ふすま縁の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

木製サッシの製造を行う事業は、「4401 木材又は木製品製造業（造作材、合板その他建築用組立て材料製造業）」に含める。

・その他の木材又は木製品製造業

[補足解説]

ふるい（曲輪が木製のもの）、せいろ、ひつ等の曲輪、曲物の製造、くり物、曲木、組木等の製造、陳列ケース、電話ボックス、間仕切り等の事務所用又は店舗用の装備品の製造、工場においてチップの製造又は日よけ、ブラインド、よろい戸、カーテン部品、びょうぶ、すだれ、鏡縁、額縁、黒板、くつ木型等を製造する事業は、本分類に含まれる。

(45) パルプ又は紙製造業

[補足解説]

故紙を液解し、化学薬品等を添加して紙を製造する事業は、本分類に含まれる。

段ボール製造のように単に紙から紙製品を製造加工する事業は、本分類から除かれ、「61 その他の製造業」に分類される。

(4501) パルプ又は紙製造業

・ 繊維板製造業

[補足解説]

硬質繊維板、半硬質繊維板、吸音繊維板等の木材その他のものから繊維板の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(46) 印刷又は製本業

(4601) 印刷又は製本業

・ 印刷業（(9412) 謄写印刷業を除く。）

[補足解説]

凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、金属印刷、木材印刷、ガラス印刷、布地印刷、シール印刷、写真印刷等の凸版、平板、凹版等の印刷機械を用いて印刷を行う事業及び一貫作業により製本を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 製本又は印刷物加工業

[補足解説]

ノート、帳簿、手帳、便せん、日記帳等の製造を行う事業は本分類に含まれる。また、製本に伴うのり付け、裁断、はく押し、ビニール張り、装てい等の加工を行う作業は、本分類に含まれる。

・ 写真製版、植字等の事業

[補足解説]

線画凸版、原色版、写真平板、プロセス平板、平凹版等の写真製版又は写真植字の製造、植字及び紙型鉛板、電気版、プラスチック版、銅おう版等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(47) 化学工業

[補足解説]

化学繊維製造業は本分類から除かれ、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（化学繊維製造業）」に分類される。また、生ゴム又はゴム原料（くずゴムを含む。）を溶融、溶解して、生ゴム又はゴム製品を製造する事業は本分類に含まれるが、単にくずゴム、古タイヤ等を打ち抜いて、履物材料の製造を行う事業のように、ゴムの溶融・溶解の工程を伴わない事業は本分類から除かれ、「6110 くずゴム製品製造業」に分類される。

(4701) 化学工業

A 無機化学製品製造業

・化学肥料製造業

[補足解説]

硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム及びアンモニア誘導品、尿素、硝酸ナトリウム、塩化アンモニウム、亜硝酸ナトリウム、石灰窒素、過りん酸石灰、りん酸質肥料、溶成りん肥、焼成りん肥、化成肥料等のアンモニア系肥料、石炭窒素、りん酸質肥料等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・無機工業製品製造業

[補足解説]

か性ソーダ、ソーダ灰、重炭酸ナトリウム、塩酸、さらし粉、さらし液、塩素、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、金属ナトリウム、過酸化ナトリウムの製造、カルシウム、カーバイド、りん、りん酸、人造黒鉛の製造、白顔料（酸化チタン、亜鉛華、リトポン等）、黒顔料（カーボンブラック、鉄黒等）、有彩顔料（べんがら、黄鉛紺青等）、及び体質顔料（炭酸カルシウム、沈降性硫酸バリウム、バライト粉等）等の無機顔料の製造、圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガス、窒素ネオン、アルゴン等の製造、食卓塩等の精製塩の製造、ドライアイス、溶解アセチレンの製造、硫酸、ほう酸、ふっ化水素酸、無水クロム酸、クロルスルホン酸等の無機酸、ナトリウム、カルシウム、カリウム、アルミニウム、クロム、バリウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、すず、銀等の無機化合物の製造、過酸化水素、明ばん、けい酸ナトリウム、トリポリりん酸ナトリウム、化学肥料以外のアンモニウム化合物、臭素、よう素、活性炭、触媒等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

石灰窒素の製造又はアンモニアの製造を行う事業は、「4701 化学工業（化学肥料製造業）」に含める。

シリコンカーバイドの製造及び黒鉛製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4901 その他の窯業又は土石製品製造業（炭素又は黒鉛製品製造業）」に含め

る。かん水（濃縮塩水）のみを採取する事業は本分類に含めず、「6116 その他の各種製造業」に含める。

B 有機化学製品製造業

・有機工業製品製造業

[補足解説]

エチルアルコール、ブタノール、アセトン、酢酸、酸化エチレン、塩化ビニール等エチレン、プロピレン等のオレフィンから誘導品の製造、石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学処理により石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその関連品）の製造、ベンゾール、トルオール、キシロール、クレゾール、クレオソート、ナフタリン、ピッチ等のコールタール又はガス軽油からコールタール製品の製造、プラスチック、合成繊維、合成染料、医薬品等を原料として環式中間物、合成染料、有機顔料（テレフタル酸、合成石炭酸、アニリン、無水フタル酸、合成染料、染料及び医薬品中間物、有機顔料等）の製造、ポリエチレン、塩化ビニール樹脂、ポリビニルアルコール、ポリブタジエン（樹脂）、けい素樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、セルロイド生地、たん白可塑物等プラスチック（合成樹脂、可塑性樹脂等）の粉末状、粒状、液体状のものの製造、発酵法によるエチルアルコール、クエン酸、乳酸、その他の有機化学工業製品の製造、又は合成ゴム、合成ラテックス、有機酸、有機酸塩、可塑剤、サッカリン、ズルチン等の合成ゴム、こはく酸、天然物を原料として他に分類されない有機化学工業製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

飲用アルコールの製造又は酒類の製造を行う事業は本分類に含めず、「4101 食料品製造業（清酒製造業）」に含める。

合成ゴム製品の製造を行う事業は、「4701 化学工業（E ゴム製品製造業）」に含める。

絵具の製造又はプラスチック製の製品の製造を行う事業は本分類に含めず、それぞれ「6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業」、及び「6104 可塑物製品製造業（購入材料によるものに限る。）」に含める。

・動植物油脂製造業

[補足解説]

大豆油、なたね油、こめ油、綿実油、ごま油、落花生油、あまに油、つばき油、きり油、オリーブ油、やし油、ひまし油、動物油等の動植物油脂の圧搾又は抽出による製造、又は副産物の油かす（ケーキ・ミール）、動物の油脂、骨、肉からグリース、タローの製造、牛脂、豚油、さなぎ油、鯨油、魚油、内臓油の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・油脂加工製品又は塗料製造業（界面活性剤製造業を含む。）

[補足解説]

動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンの製造、石けん、合成洗剤の製造、界面活性剤、繊維用油剤等の繊維、農薬、紙、パルプの製造加工に用いる陰イオン、陽イオン、両性イオン等の製造、又はエナメル、ワニス、ペイント、水性塗料、一般塗料、船底塗料、印刷インキ、新聞インキ、クレンザー、つや出し剤、ろうそく、洗浄剤、みがき粉、革つや出し、靴クリーム、ワックス、ペイント、ワニス、ラッカー等の塗料、印刷インキ等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

シャンプーの製造又はひげそりクリームの製造等を行う事業は、「4701 化学工業（その他の化学製品製造業）」に含める。

・天然樹脂製品又は木材化学製品製造業

[補足解説]

木材乾留、松根油製造、木タール製造（木材乾留によるもの）、木酢酸製造（木材乾留によるもの）、テレピン油製造、なめし剤製造（天然のもの）、タンニン抽出（天然のもの）、タンニンエキス製造、天然染料、あい染料、あかね染料、しょう脳製造、しょう脳油製造、ダルマルガム精製、コーパルガム精製等の乾留、抽出等により天然樹脂、木材、木皮その他の植物性原料から、テレピン油、ロジン、しょう脳、天然染料、なめし剤及びこれらの関連製品等を製造する事業は、本分類に含まれる。

・医薬品製造業

[補足解説]

医薬品の原末、原液を製造し、又はこれから一貫して医薬品及び医薬部外品の製剤の製造、ワクチン、血清、保存血液、和漢生薬等ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれに類似する製剤及び血液製剤の製造、動植物、鉱物から選別、調整、小分け等により生薬を製造する事業は、本分類に含まれる。

殺虫、殺そ剤の製造及び消毒剤の製造を行う事業は、「4701 化学工業（その他の化学製品製造業）」に含める。

C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業

・火薬、煙火又はマッチ製造業（弾薬装てん組立て業を含む。）

[補足解説]

黒色火薬、無煙火薬、ダイナマイト、カーリット、導火線、工業雷管等の産業用火薬類の製造、武器用火薬類の製造、各種マッチの製造、砲弾及びその他の弾薬の装てん組立て、又は産業用の信管、火管、雷管等を製造する事業は、本分類に含まれる。

火薬類の入っていない武器用信管を製造する事業は本分類に含めず、「5601 機械器具製造業（武器製造業）」に含める。

・ **その他の化学製品製造業**

[補足解説]

銅製剤、ひ酸塩製剤、石灰いおう合剤等の無機殺虫・殺菌剤、除虫菊乳剤、ニコチン製剤、DDT製剤、BHC製剤、いおう系、水銀系及びりん系の殺虫・殺菌剤、蚊取り線香等の製造、苦へん桃油製造、バルサム精製、はっか油精製、合成香料製造、調合香料製造等の天然香料、合成香料、調合香料の製造、白粉、口紅、ポマード、クリーム、香水等の化粧品の製造、シャンプー、ひげそりクリーム、歯みがき等の製造、にかわ、ゼラチン、大豆グルー、ミルクカゼイングルー、合成樹脂系接着剤等の動物系ゼラチン、動植物系接着剤及び合成樹脂系接着剤の製造、写真フィルム、印画紙、乾板、青写真感光紙、複写感光紙、製版用感光樹脂、感光紙用又は写真用化学薬品等の写真フィルム、感光紙、乾板等の感光材料及び写真用化学薬品の製造、試薬、筆記用及びスタンプ用インキ、デキストリン、家庭用防臭剤、骨炭、浄水剤、イオン交換樹脂等他に分類されない化学工業製品を製造する事業は、本分類に含まれる。

ゴム系接着剤の製造を行う事業は、「4701 化学工業（その他のゴム製品製造業）」に含める。

D 石油製品又は石炭製品製造業

・ **石油精製業**

[補足解説]

原油及び溜分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ **廃油再生業又は廃油処理工業**

[補足解説]

廃油の収集のみを行う事業は本分類に含めず、「9101 清掃業」に含める。

・ **れん炭又は豆炭製造業**

[補足解説]

れん炭、豆炭、ピッチれん炭、固形燃料、微粉炭等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ **その他の石油製品又は石炭製品製造業**

[補足解説]

石油コークス、ガラ焼等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

E ゴム製品製造業

・タイヤ又はチューブ製造業

[補足解説]

トラック、バス、乗用車、小型トラック、自動二輪車、産業用車両、建設用車両、農耕用車両、航空機用のタイヤ、チューブ（ソリットタイヤを含む。）の製造、自動車、リヤカー、手押し運搬車等の内燃機関を装着しない車両用のタイヤ、チューブ（ソリットタイヤを含む。）の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ゴム製履物製造業

[補足解説]

地下たび、ゴム底布ぐつ、総ゴムぐつ、総ゴム草履、総ゴムサンダル等を製造する事業は、本分類に含まれる。

・工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業

[補足解説]

コンベヤベルト、平ベルト、Vベルトの製造、編上げホース、布巻きホース、その他のホースの製造、防振ゴム、防げん材、ゴム管、ゴムロール、ゴムライニング製品、ゴム製パッキン類、ゴム製シール類、エボナイト製品、ゴム板、スポンジゴム製品等の一般工業用のゴム製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・その他のゴム製品製造業

[補足解説]

再生タイヤ、履物、工業用等に用いる練生地^{はき}の製造、フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴム手袋、ゴム製スポーツ用品、ゴム製玩具、スポンジ製品（工業用を除く。）、ゴム製漁業用浮子、ゴムタイル、ゴム製マット、ゴムせん、ゴム板（工業用を除く。）等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

F 製革業又は毛皮製造業

・製革業

[補足解説]

皮のなめし等を伴わない皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マフ等^{はき}の皮革製服飾品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（被服、繊維製身のまわり品等製造業）」に含める。皮のなめし等を伴わない工業用皮製品の製造、皮製履物の製造又は皮製の手袋、かばん、袋

物の製造を行う事業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（皮革製品製造業）」に含める。

・毛皮製造業

[補足解説]

毛皮のなめし等を伴わない毛皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マッフ等の服飾品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（被服、繊維製身のまわり品等製造業）」に含める。

(48) ガラス又はセメント製造業

(4801) ガラス又はセメント製造業

A ガラス製造業

・板ガラス製造業

[補足解説]

普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラス、石英ガラス等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・光学ガラス製造業

[補足解説]

光学用ガラス素地の製造から一貫してレンズ、プリズム等の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（光学機械器具又はレンズ製造業）」に含める。

・ガラス繊維製造業

[補足解説]

ガラス繊維の布、テープ、マット、フィルター等の製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ガラス製品加工業（「(6001)計量器、光学機械、時計等製造業」の「レンズ製造業」を除く。）

[補足解説]

電球用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、アンプル用ガラス等の加工用素材としてのガラス製品であって、ガラスの粉、粒、塊、棒、管等の製造、フラスコ、ビーガー、シリンダー、標本びん、培養皿、乳はち、すい飲み、寒暖計・体温計用ガラス等の理化学用、医療用ガラス器具の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・その他のガラス又はガラス製品製造業

[補足解説]

ビールびん、酒びん、牛乳びん、サイダーびん、しょう油びん、化粧びん、歯みがきびん等のガラス製の飲料用容器、調味料用容器、化粧品用容器、歯みがき用容器等の製造、コップ、皿、しょう油差し、耐熱ガラス製厨房用器具、インキスタンド、花びん等卓上用ガラス器具、及び厨房用ガラス器具の製造又は照明器具用ガラス、時計用ガラス、建設用ガラス製品、及び他に分類されないガラス製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

B セメント製造業

・セメント製造業

[補足解説]

ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、水性セメントの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(66) コンクリート製造業

(6601) コンクリート製造業

[補足解説]

コンクリート製の管・柱・板・ブロック等及び木材セメント製の板、ブロック、セメントがわら等の各種セメント製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(62) 陶磁器製品製造業

(6201) 陶磁器製品製造業

[補足解説]

陶磁器製の浴そう、洗面手洗器、便器、水そう等の衛生陶器の製造、陶磁器製食器、陶磁器製厨房器具、陶磁器製こんろ、土なべ等の食卓用厨房陶磁器の製造、陶磁器製置物、陶磁器製花びん等の製造、がい子、がい管等の電気用陶磁器の製造、理化学用・工業用陶磁器の製造、陶磁器製の床タイル、壁タイル等の製造、陶磁器製植木ばち、陶磁器製神仏具、セラミックブロック等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

石タイルの製造を行う事業は本分類に含めず、「4901 その他の窯業又は土石製品製造業（その他の各種窯業又は土石製品製造業）」に含める。

(49) その他の窯業又は土石製品製造業

(4901) その他の窯業又は土石製品製造業

・ 建設用粘土製品製造業

[補足解説]

粘土製の屋根かわら、普通れんが、建築用れんが、舗装用れんが、築炉用外張れんが、及び土木建築用下水管の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 粘土製耐火物製造業

[補足解説]

耐火断熱れんがの製造、粘土質るつぼの製造並びに耐火用モルタル、高炉用ブロック等の他に分類されない粘土製耐火物の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 炭素又は黒鉛製品製造業

[補足解説]

電刷子、特殊炭素製品、精製黒鉛、炭素れんが、黒鉛れんが等の製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

人造黒鉛、石灰窒素、カーバイド、カーボンブラック等の素材の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

・ 研ま材製造業

[補足解説]

研削用ガーネット、研削用けい砂フリント、溶解アルミナ研削材、炭化けい素研削材、炭化ほう素、窒素等の炭化物及び窒化物研磨剤等の天然研磨材及び人造研削材の製造、人造研削材の製造から一貫して研削と石の製造、天然又は人造研磨材の製造から一貫して研磨布紙の製造を行う事業、並びに天然と石から研削と石の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 石膏又は石灰製造業

[補足解説]

焼石膏、石膏プラスター等の製造、石灰石、ドロマイト、貝がら等から生石灰、消石灰、焼成ドロマイト等の製造、並びに石筆、白墨、雲母板、うわ薬等他に分類されない石膏又は石灰製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ その他の各種窯業又は土石製品製造業

[補足解説]

岩石の破碎、選別等を行って土木建築用の碎石の製造、けつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石等を焼成し、人工骨材の製造、花こう岩、石英粗面岩、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、ぎょう灰岩、その他の石材を建築その他の目的のために切截し、碑石、墓石、建築用角石、石盤等の製造、雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ベントナイト等の土石、岩石、鉱物の粉碎、ま碎その他の処理、ほうろう鉄器製品、七宝製品、人造宝石、岩綿、鉱さい綿等の製造、岩塩の粉碎、コンクリート廃材を原料とする再生碎石を行う事業は、本分類に含まれる。ただし、これらの事業が岩石の採掘又は採取から一貫して行われている場合には、本分類に含めず、「25 採石業」に含める。

(50) 金属精錬業（(51) 非鉄金属精錬業を除く。）

(5001) 金属精錬業

・ 製鉄業

[補足解説]

高炉、電気炉、木炭高炉、小型高炉、再生炉等により銑鉄の製造、及び銑鉄、鉄くず、銅くずから鋼塊の製造、銑鉄より一貫して熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管等の鉄鋼材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 製鋼圧延業

[補足解説]

平炉、転炉、電気炉等による鋼塊の製造及び鋼塊の製造より一貫して熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(51) 非鉄金属精錬業

(5101) 非鉄金属精錬業

・ 非鉄金属の製錬又は精錬業

[補足解説]

銅鋼、鉛鋼、亜鉛鋼等の非鉄金属鉱石を処理し、非鉄金属の製錬又は種々の方法による精錬、くず及びドロスを処理し、鉛、亜鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケル等の非鉄金属の再生、製錬又は精錬、並びに再生より一貫して圧延、伸線、押し出し等により板、帯、条、棒、線、はく、管等の各種金属材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ **非鉄金属合金の製錬又は精錬業**

[補足解説]

銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、ニッケル等の非鉄金属の合金の製造、並びに製錬又は精錬から一貫して圧延、伸線、押し出し等により板、帯条、棒、線、はく、管等の非鉄金属合金材料品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(52) 金属材料品製造業（(53) 鋳物業を除く。）

[補足解説]

金属精錬業又は非鉄金属精錬業より一貫して各種金属材料品の製造を行う事業は、本分類から除かれ、それぞれ「5001 金属精錬業」又は「5101 非鉄金属精錬業」に分類される。

また、本事業より金属製品製造業又は金属加工業までを一貫して行う事業は、本分類から除かれ、「5401 金属製品製造業又は金属加工業」に分類される。

(5201) 金属材料品製造業

・ **鋼材製造業（一貫して行う(55)めつき業を含む。）**

[補足解説]

他から受け入れた鋼塊及び鋼半成品から熱間圧延、冷間圧延等により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、管鋼等の各種金属材料品の製造、並びに鋼材の製造から一貫してめつきを行う事業は、本分類に含まれる。

・ **その他の金属材料品製造業**

[補足解説]

鉄粉の製造、非鉄金属の鍛造品及び粉末の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(53) 鋳物業

[補足解説]

この分類には、銑鉄、鋼塊又は非鉄金属を溶融し、鋳物を製造する事業が該当する。

なお、ダイカスト鋳物及び鋳物用木型を製造する事業は、本分類に含まれる。活字の鋳造及び鉛版業は本分類から除かれ、「4601 印刷又は製本業（写真製版、植字等の事業）」に分類される。

(5301) 鋳物業

・ 銑鉄鑄物製造業

[補足解説]

他から受け入れた銑鉄から鑄鉄管、機械用鑄物、日用品用銑鉄鑄物の製造及び可鍛鑄鉄の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 非鉄金属鑄物製造業

[補足解説]

鑄物用木型の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(54) 金属製品製造業又は金属加工業 ((63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55) めっき業を除く。)

(5401) 金属製品製造業又は金属加工業

・ ブリキかんその他のめっき板製品製造業

[補足解説]

かん詰用かん、ビールかん、一般用かん、石油かん、エアゾールかん、牛乳輸送用かん、アイスクリームかん及びその他のめっき板製品等の製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。めっき板以外の金属板の製品の製造を行う事業は、それぞれ該当する他の細目に含める。

・ 配管工事用附属品製造業

[補足解説]

管の継ぎ手、ノズル、蒸気抜き、水抜き、止め栓等の配管工事用附属品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。バルブ及び同附属品の製造を行う事業は本分類に含めず、「5601 機械器具製造業（一般産業用機械装置製造業）」に含める。

・ 構築用金属製品製造業

[補足解説]

金属さく、金属門、金属格子、階段等の建設用金属製品の製造、金属とびら、シャッター、サッシ、建築用板金製品、建築用ラス製品、カーテンウォール等の建築用金属製品の製造、並びに板金製煙突、タンク、ドラムかん、ガス容器（ボンベ）等の金属板製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

温水かん、蒸気かんの製造を行う事業は、「5401 金属製品製造業又は金属加工業（ボイラー製造業）」に含める。建築用金物の製造を行う事業は本分類に含めず、「6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（一般金物製造業）」に含める。

・線材製品製造業

[補足解説]

他から受け入れた線材から、くぎ、かすがい、金網、鋼索、有刺鉄線、溶接棒等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・各種金属の打抜き、紋抜き又は塑形の事業

[補足解説]

各種金属の打抜きによってびんの口金、調理用、家庭用、医療用器具の製造、金属の打抜き、又はプレス加工による機械部分品等の製造、金属粉を混合、型詰、圧搾、焼結を含む粉末冶金によって機械部分品の製造、並びに印刷用以外の金属製品の彫刻、たがね彫を行う事業は、本分類に含まれる。

貴金属製品及びこはぜの製造を行う事業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業」に含める。

・金属の溶接又は溶断の事業

[補足解説]

鉄鋼シャーリング業又は鉄鋼スリット業等の各種金属の切断を行う事業は、本分類に含まれる。

・金属表面処理業（「(5501)めつき業」の「アルマイト加工業」及び「(6115)塗装業」を除く。）

[補足解説]

金属製品の塗装を行う事業は本分類に含めず、「6115 塗装業」に含める。

・その他の金属製品製造業又は金属加工業

[補足解説]

金庫及び金属ロッカーの製造、板ばね、火造りばね、火ばね、ワイヤスプリング、コイル状平ばね等の金属製スプリングの製造、フレキシブルチューブ、金属製押し出しチューブの製造、金、銀、すず、アルミニウム及びその他の金属打はくの製造、並びにガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯、ヘルメット（金属製のもの）、金属製ネームプレート、ほうろう鉄器等の他に分類されない金属製品の製造、加工を行う事業は、本分類に含まれる。

金庫錠の製造を行う事業は本分類に含めず、「6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（一般金物製造業）」に含まれる。

(63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（(55)めつき業を除く。）

[補足解説]

手工具又は機械を使用し、鍛造、鍛冶、叩き、打抜き、塑形、彫刻、研磨、張り、防錆、切断、溶接、伸線又は板金等の作業を主たる工程として、各種金属材料品から、金属製品（金属部品を含む。）の製造加工のうち、洋食器、刃物、手工具、作業用具、農器具及び他に分類されない一般金物の製造を行う事業が該当する。

機械刃物を製造する事業は本分類から除かれ、「5601 機械器具製造業（金属加工機械製造業）」に分類される。

(6301) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業

・ 刃物製造業

[補足解説]

おの、かんな、のみ、包丁、ポケットナイフ、かん切、はさみ、バリカン、かみそり、手引のこぎり、のこ刃等の刃物の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 手工具製造業

[補足解説]

やっこ、ショベル、ハンマー、つるはし等の手道具の製造、レンチ、スパナ、ペンチ、ドライバー等の作業用具の製造、やすりの製造、やすりの目立てを行う事業、並びにまぐわ、ホー、くわ、かま、大がま等の農器具の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 一般金物製造業

[補足解説]

扇錠、組かぎ、戸車等の建築用、建具用金具類、架線金物の製造及び他に分類されない一般金物の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

ボルト、ナットの製造又はくぎ、靴くぎの製造を行う事業は本分類に含めず、「5401 金属製品製造業又は金属加工業（ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業）」に含める。

(56) 機械器具製造業（(57) 電気機械器具製造業、(58) 輸送用機械器具製造業、(59) 船舶製造又は修理業及び(60) 計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）

[補足解説]

各種機械の修理又は機械器具の部分品の製造を行う事業であって、金属部分又は金属材料を主として工作機械により切削を行う事業、あるいは機械又は同部分品の分解、組立てを行う事業は本分類に含まれるが、鋳物、鍛冶、プレス、絞り、板金又は溶接等の作業を主とするもの等金属加工と認められる事業は本分類から除かれ、それぞれ該当する分類に含まれる。

(5601)機械器具製造業

・原動機製造業

[補足解説]

蒸気機関、蒸気タービン、水車および水力タービン、ガスタービン、ガソリン機関、石油機関、ディーゼル機関、ガス機関等の内燃機関の製造、並びに他に分類されない圧力機関、圧縮空気機関等の原動機の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・農業用機械製造業（「(6301)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（手工具製造業）」を除く。）

[補足解説]

動力耕うん機、は種機械、刈取機械、碎土機械、噴霧機、散粉機、脱穀機、除草機、わら加工用機械、飼料及び穀物乾燥機械、ふ卵装置、育すう装置、ガーデントラクター等の農業用に使用される機械又は機械装置の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

主として農業用以外に使用されるトラクターの製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（建設機械又は鉱山機械製造業）」に含める。

・金属加工機械製造業

[補足解説]

旋盤、ボール盤、中ぐり盤、スライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切盤、歯車仕上機械、形削盤、堅削盤、ホーミング・ラップ盤、金切のこ盤等の金属工作機械の製造、圧延機械、線引機、製管機、ベンディグマシン、液油プレス、機械プレス、切断機、鍛冶機、ワイヤフォーミングマシン、人力プレス、ガス溶接機等の金属加工機械の製造、空気動工具、ブローチ、カッター、バイト、ビット、ドレッサー、ドリル、リーマ、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬工具、アーバ、コレット、ソケット等の機械工具の製造、旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤等の金属工作機械及び金属加工機械の機械部分品の製造、並びに金属圧延用ロール、鍛造型、プレス型、スタンプ型、パンチ型、ダイカスト型、ダイピン類及びダイスプリング等の金属加工機械の部分品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・繊維機械製造業

[補足解説]

蚕糸機械、紡績用準備機械の製造、組織、レース機械、刺しゅう機械、製網機械等の織物・編物機械の製造、繊維精練、漂白機械、染色及びなっ染機械の製造、紡績機械部分品、織物機械部分品、染色機械部分品、整理機械部分品、スピンド

ル、針布、シャトル、ワイヤーベルト、ジャガード、おさ、木管、ドロップ、チンローラ、フルテッドローラ、リング等の織物機械の部分品、取付具及び附属品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

ミシンの製造は、「5601 機械器具製造業（家庭用機械器具製造業）」に含める。

編針の製造を行う事業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業）」に含める。

・特殊産業用機械製造業

[補足解説]

パン製造機械及び装置（パン切り機械、巻付機械、混合機等）、かん詰機械、チョコレート及び製菓機械、酪農品製造機械及び装置、牛乳処理機械及び装置、アイスクリーム製造機械、ミルクぎょう結蒸溜機械及び装置、精米機械、製粉機械、製糖機械、コーヒー豆あぶり機械、コーヒー豆粉碎機械、食料切削・粉碎・混合・切断機械、南京豆ばい焼機械、はじきとうもろこし製造機械の製造、製材機械、目立機械、木工旋盤機械、ベニヤ合板機械、繊維板機械等の製造、紙、パルプ、板紙製造に用いる機械の製造、印刷、製本、紙工品製造に用いる機械の製造、鑄造装置の製造並びにプラスチック加工機械及び装置、繰綿機、帽子製造機、電球製造装置、かわ処理機、たばこ製造機械、ゴム製品製造機械、製靴機械、石工機械等の特殊産業用機械の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

冷凍機械の製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（一般産業用機械装置製造業）」に含める。

木工手道具及び手引のこぎり、又はのこ刃の製造を行う事業は本分類に含めず、「6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（刃物製造業）」に含める。

家庭用木工機械の製造、ミシンの製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（家庭用機械器具製造業）」に含める。

事務用印刷機械の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（事務用機械器具製造業）」に含める。

ダイカスト機械の製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（金属加工機械製造業）」に含める。

・一般産業用機械装置製造業

[補足解説]

家庭用ポンプ、一般産業用ポンプ及びポンプ装置の製造、空気、ガス圧縮機、送風機、排風機の製造、旅客又は貨物用エレベーター、エスカレーター等の製造、コンベヤ及び荷役運搬設備の製造、鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ等の製造、ふるい分機、破碎機、選別機等の製造、分離機器、熱交換器、混合機、反应用機器、蒸発機器、電解そう、乾燥機器、焼成機等の製造並びに潜水装置、

潤滑装置、包装・梱包機械、産業用ロボット等の一般産業用機械装置の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

コンクリートミキサーの製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（建設機械又は鉱山機械製造業）」に含める。

消火器又は玉軸受及びころ軸受の製造を行う事業は、「5601 機械器具製造業（消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業）」に含める。

扇風機及び家庭用換気扇の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業」に含める。

航空原動機用ポンプの製造及び自動車用機械動力伝導装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5801 輸送用機械器具製造業」に含める。

ガソリンスタンド用計量ポンプの製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（計量器、測定器又は試験機製造機）」に含める。

・家庭用機械器具製造業

[補足解説]

石油こんろ、ガスこんろ、湯沸器、温水器等の各種家庭用機械器具の製造、ミシン又は毛糸手編機械の製造、並びに氷冷蔵庫の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

木製のミシンテーブルの製造を行う事業は本分類に含めず、「4401 木材又は木製品製造業（その他の木材又は木製品製造業）」に含める。

家庭用電気洗たく機、電気冷蔵庫、電気炊飯器、電気掃除機、電子レンジ等の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業）」に含める。

計算機械、会計機械等の事務用機械器具の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（事務用機械器具製造業）」に含める。

ミシン針の製造を行う事業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業）」に含める。

・消火器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業

[補足解説]

消火器具、消火装置及び弁、消火器具附属品の製造、購入したパイプへのねじ切り等のパイプ加工、玉軸受及びころ軸受、同部分品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・各種機械又は同部分品製造修理業

[補足解説]

自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工を行う事業、各種機械器具の部分品の製造又は修理を行う事業は本分類に含まれる。

計量器、光学機械、時計等製造業、及び電気機械器具製造業に属する部分品の金型の製造並びに粉末冶金用金型の製造を行う事業であって、その実態が精密を要するものは本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業」に含める。

(57) 電気機械器具製造業

[補足解説]

真空管、半導体素子、蛍光灯及び蓄電池等の製造、加工又は修理を行う事業、並びに直接電流が通じる導体部分の製造、加工又は修理を行う事業等は、本分類に含まれる。

(5701) 電気機械器具製造業

・発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業

[補足解説]

発電機、電動発電機、回転変流機、ターボゼネレータの製造、変圧器（送配電用、機械用、シグナル用のもの）、ネオン変圧器、計器用変成器、リアクトル、電圧調整機、がん具用変圧器等の製造、配電盤、開閉器（電力用のもの）、しゃ断器、制御装置（車両用を含む。）、抵抗器（電力用のもの）、起動器等の製造、小型開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、鉄道用配線器具、パネルボード、ヒューズ電線管接続附属品等の製造、電弧溶接機械、抵抗溶接機械、電極保持具（溶接用）等の製造、スターターモーター（自動車及び航空機用のもの）、点火せん、点火装置（内燃機関用のもの）等の内燃機関電装品の製造、蓄電器（通信用を除く。）、電熱装置（窯炉用）、はんだごて（電気式）、電磁石、整流器等の製造並びに集魚灯器具、坑内安全灯器具、投光器等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

通信用蓄電器の製造を行う事業は、「5701 電気機械器具製造業（通信機械器具又は同関連機械器具製造業）」に含める。

通信機用変圧器の製造を行う事業は、「5701 電気機械器具製造業（電子管又は半導体素子製造業）」に含める。

ガラス製絶縁製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4801 ガラス又はセメント製造業（その他のガラス又はガラス製品製造業）」に含める。

陶磁器製の絶縁製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「6201 陶磁器製品製造業」に含める。

石綿製絶縁製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4901 その他の窯業又は土石製品製造業（その他の各種窯業又は土石製品製造業）」に含める。

溶接棒の製造を行う事業は本分類に含めず、「5401 金属製品製造業又は金属加工業（線材製品製造業）」に含める。

ガス溶接装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5601 機械器具製造業（特殊産業用機械製造業）」に含める。

プラスチック製絶縁製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「6104 可塑物製品製造業」に含める。

・ 民生用電気機械器具製造業

[補足解説]

家庭用電気アイロン、電気ストーブ、電気ごたつ、電気こんろ、電気・電子レンジ、頭髮乾燥器、扇風機、電気冷蔵庫、真空掃除機、ミキサー、電気カミソリ、電気洗たく機等の製造並びに天井灯照明器具、電気スタンド等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

営業用洗たく機、冷凍機、ドライクリーニング機の製造を行う事業は本分類に含めず、「5601 機械器具製造業」に含める。

・ 電球製造業

[補足解説]

映写機用ランプ、ネオンランプ、蛍光灯、白熱電球、自動車用電球、フラッシュランプ、赤外線ランプ、殺菌灯、水銀放電灯及びその他の電氣的光源等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

電球用ガラスのみの製造を行う事業は本分類に含めず、「4801 ガラス又はセメント製造業（ガラス製品加工業（6001 計量器、光学機械、時計等製造業を除く。））」に含める。

・ 通信機械器具又は同関連機械器具製造業

[補足解説]

電話機、交換装置、モールス通信装置（有線）、印刷通信機、模写電送装置、搬送装置、通信機械器具部品等の製造、ラジオ送信装置、無線送信機、無線受信機、ロラン装置、レーダー、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置等の製造、ラジオ受信機、テレビジョン受信機等の製造、録音装置、電気蓄音機、拡声装置、スピーカ、マイクロホン、ホノモータ、レシーバ、補聴器等の製造、炭素皮膜抵抗器、蓄電器（通信用のもの）、装架線輪、中継線輪、中間周波数変成器、通信機用変成、通信機用小型電源変圧器、通信機用整流器、ダイヤル、アンテナ、コンデンサ等の製造並びに電気信号

装置、鉄道信号装置、火災警報装置、盗難警報装置及び発光信号装置等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

真空管、半導体素子の製造を行う事業は、「5701 電気機械器具製造業（電子管又は半導体素子製造業）」に含める。

・電子管又は半導体素子製造業

[補足解説]

真空管（通信用のもの）、X線管、水銀整流管、光電管、バラスト管等の製造、並びにダイオード、トランジスター、集積回路の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・電子応用装置製造業

[補足解説]

医療用、歯科用X線装置、X線探傷機の製造、電子計算機（アナログ型、デジタル型、ハイブリッド型）、パーソナルコンピュータを製造する事業、及び磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置、ラインプリンタ等の附属装置の製造並びに水中聴音装置、魚群探知機、磁気探鉱装置、サイクロトロン、電子顕微鏡、高周波ミシン、医療用高周波電子応用装置等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

電子式卓上計算機、電子式会計機の製造、電子式分類機、電子式検孔機等のカード式関係機器の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（事務用機械器具製造業）」に含める。

・電気計測器製造業

[補足解説]

電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、心電計、電気動力計、電気測定器等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

圧力計、流量計、液面計の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（計量器、測定器又は試験機製造業）」に含める。

・その他の電気機械器具製造業

[補足解説]

各種電気機械器具の部分品の製造又は修理を行う事業は、本分類に含まれる。

(58) 輸送用機械器具製造業（(59) 船舶製造又は修理業を除く。）

(5801) 輸送用機械器具製造業

・自動車製造業

[補足解説]

自動車車体、自動車用ボデー、トレーラの製造又は組立て、自動車シャシーの架装、自動車エンジン及び同部分品の製造、ブレーキ、クラッチ、車軸、ラジエーター、デフアレシヤルギア、トランスミッション、車輪、窓ふき、オイルフィルタ、オイルストレーナ、方向指示器等の自動車用装置の製造並びに自動車の修理を行う事業は、本分類に含まれる。

ヘッドライトの製造、蓄電池の製造及び自動車用代熱装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業」に含める。

・鉄道車両製造業

[補足解説]

鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道用車両の製造、鉄道車両用ブレーキ装置、ジャンパ連結器装置、戸閉装置等の鉄道車両用装置の製造並びに鉄道用車両の修理を行う事業は、本分類に含まれる。

リフトトラックの製造を行う事業は、「5801 輸送用機械器具製造業（その他の輸送用機械器具製造業）」に含める。

・自転車又はリヤカー製造業

[補足解説]

空気入ポンプ、自動車フレームの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・航空機製造業

[補足解説]

飛行機、滑空機、飛行船、気球等の製造又は修理、航空機用ピストンエンジン、ジェットエンジン空気取入口、ターボスーパーチャージャ、潤滑装置、冷却装置、排気装置、始動機（電気式でないもの）、及び航空機用ポンプの製造、主翼、プロペラ、胴体、尾部、降着装置等の航空機用部分品及び補助装置の製造並びに航空機の整備を行う事業は、本分類に含まれる。

電気式始動機の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業）」に含める。

航空計器（圧力計、流量計、液面計、速さ計等）の製造を行う事業は本分類に含めず、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（計量器、測定器又は試験機製造業）」に含める。

宣伝用気球（アドバルン）の製造を行う事業は本分類に含めず、「6116 その他の各種製造業」に含める。

・ **その他の輸送用機械器具製造業**

[補足解説]

主として構内を走行する動力付運搬車、リフトトラック、手車、炭車、鉱車、産業用機関車等の製造、又は荷牛馬車、人力車、荷車、そり、手押し荷役車等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(59) 船舶製造又は修理業

[補足解説]

船舶製造と同一事業場内において行う船舶ぎ装等の事業が含まれる。

ただし、船舶製造と同一事業場外において行う船舶ぎ装等の事業は、それぞれ該当する事業の種類に分類される。

(5901) 船舶製造又は修理業

・ **鋼船製造又は修理業**

[補足解説]

各種鋼船の製造、修理及び船舶製造と同一事業場内において、船舶製造業の一環として各種船舶用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関の製造を行う事業、並びに機関設備、電気設備、塗装等の船舶のぎ装を行う事業は、本分類に含まれる。

・ **木船製造又は修理業**

[補足解説]

各種木船の製造、修理並びに機関設備、電気設備、塗装等の船舶のぎ装等を行う事業は、本分類に含まれる。

(60) 計量器、光学機械、時計等製造業（(57) 電気機械器具製造業を除く。）

[補足解説]

電気計測器、X線装置、電子顕微鏡の製造を行う事業は、本分類から除かれ、「5701 電気機械器具製造業」に分類される。

(6001) 計量器、光学機械、時計等製造業

・ **計量器、測定器又は試験機製造業**

[補足解説]

直尺、曲り尺、巻尺、畳尺、物差し等の長さ計の製造、ます、メスフラスコ、ピペット、血沈計、ガスメーター、水量メーター、ガソリンスタンド用計量ポンプ等の体積計の製造、天びん、棒はかり、振子式指示はかり、ばねはかり、懸垂・さら自動はかり、分銅等のはかりの製造、体温計、寒暖計、水銀温度計等の温度

計の製造、アネロイド形指示圧力計、航空用指示圧力計、血圧計、差圧流量計、面積式流量計、容積式流量計、液面計等の圧力計、流量計、液面計の製造、のぎす、ダイヤルゲージ、マイクロメーター、面の測定機器、自動精密測定器等の精密機器の製造、電気化学分析装置、光分析装置、熱分析装置、電磁分析装置、クロマト装置等の分析機器の製造、金属材料試験機、繊維材料試験機、ゴム試験機、プラスチック試験機、木材試験機等の試験機の製造、並びに回転計、速度計、光度計、照度計、騒音計等他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

放射線応用計測器、電気計測器の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（電気計測器製造業）」に含める。

・ 測量機械器具製造業

[補足解説]

測角測量機、水準測量機、写真測量機、磁気コンパス等の測量機械器具を製造する事業は、本分類に含まれる。

無線応用航法装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（通信機械器具又は同関連機械器具製造業）」に含める。

・ 医療機械器具製造業

[補足解説]

電子応用医療機械、医療用X線装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（電子応用装置製造業）」に含める。

補聴器具の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（通信機械器具又は同関連機械器具製造業）」に含める。

体温計の製造を行う事業は、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（計量器、測定器又は試験機製造業）」に含める。

・ 理化学機械器具製造業

[補足解説]

研究用化学機械器具、教育用化学機械器具を製造する事業、並びに他に分類されない理化学機械器具の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

顕微鏡、望遠鏡の製造を行う事業は、「6001 計量器、光学機械、時計等製造業（光学機械器具又はレンズ製造業）」に含める。

電子顕微鏡、電気計測器、気象観測装置の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業」に含める。

理化学用ガラス器具の製造を行う事業は本分類に含めず、「4801 ガラス又はセメント製造業（ガラス製品加工業）」に含める。

・光学機械器具又はレンズ製造業

[補足解説]

顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、拡大鏡、オペラグラス等の製造、写真機、写真複写機、引伸機、マガジン、現像タンク、露出計等の製造、映画撮影機、映写機、幻灯機、現像機械等の製造並びに光学レンズ、写真機用レンズ、プリズム、眼鏡レンズ等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・時計製造業

[補足解説]

時計革（時計バンドを除く。）の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

時計ガラスの製造を行う事業は本分類に含めず、「4801 ガラス又はセメント製造業（その他のガラス又はガラス製品製造業）」に含める。

・事務用機械器具製造業

[補足解説]

事務用データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

電子計算機（プログラム内蔵方式に限る。）の製造を行う事業は本分類に含めず、「5701 電気機械器具製造業（電子応用装置製造業）」に含める。

計算尺、製図器、そろばんの製造を行う事業は本分類に含めず、「6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業」に含める。

・楽器又は音盤製造業

[補足解説]

ピアノ、パイプオルガン、リードオルガン、電気オルガン、ハーモニカ、ギター等の製造、レコード及びレコード原盤の製造、和楽器、管楽器、打楽器、弦楽器、オルゴール等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(64) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業

[補足解説]

繊維製身のまわり品を製造する事業は本分類から除かれ、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（被服、繊維製身のまわり品等製造業）」に分類される。また、可塑物製品、漆品、竹、籐又はきりゅう製品及びわら製品の製造を行う事業、並びに各種製品に塗装を行う事業は本分類に含めず、「61 その他の製造業」に含める。

(6401) 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業

・ 貴金属製品製造業（宝石細工業を含む。）

[補足解説]

化粧箱、コンパクト、宝石箱、シガレットケース、装身具、象眼品、賞杯、貴金属製ナイフ、フォーク、スプーン、宝石装身具、貴金属製仏器等の宝石（模造品を含む）、又は貴金属細工品の製造、ダイヤモンドその他の宝石の切断、研磨、取付け、真珠のせん孔等の宝石細工並びにライター石の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業

[補足解説]

貴金属、宝石以外の材料から指輪、腕輪、ペンダント等の身辺細貨品及び装身具、装飾品、シガレットケース、くし等の製造、造花、葉飾、鳥類羽毛装飾品の製造、並びにボタン、針、ミシン針、刺しゅう針、編み針、レコード針、ピン、安全ピン、ヘアピン、画びょう、クリップ、ホック、スナップ、ファスナー、こはぜ等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

・ かさ製造業

[補足解説]

かさ骨（金属製）のみの製造を行う事業は、本分類に含めず、「5401 金属製品製造業又は金属加工業（その他の金属製品製造業又は金属加工業）」に含める。

可塑物製品又は竹製品のかさ骨のみの製造を行う事業は本分類に含めず、「6104 可塑物製品製造業」又は「6108 竹、籐又はきりゅう製品製造業」に含める。

・ 草履製造業

[補足解説]

木製履物の製造を行う事業は本分類に含めず、「4401 木材又は木製品製造業（木製履物製造業）」に含める。

ゴム製履物の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業（ゴム製履物製造業）」に含める。

皮製履物、同附属品の製造を行う事業は、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（皮革製品製造業）」に含める。

・ 皮革製品製造業

[補足解説]

革製手袋又は合成皮革製手袋の製造、革製履物又は合成皮革製履物の製造、スーツケース、手提かばん、トランク、かかえかばん、ランドセル、肩掛かばん、書類入れ、スポーツ用バック、楽器用ケース、化粧用ケース、光学機用ケース、

携帯ラジオ用ケース等革製かばん、又は合成皮革製かばんの製造、ハンドバッグ、名刺入れ、財布、札入れ、がまぐち、小物入れ、めがね入れ、たばこ入れ、くし入れ等の革製袋物、又は合成皮革製袋物の製造、ベルト、パッキング、ガスケツト、紡績用エプロンバンド、工業用ベルト等の革製品の製造、及び馬具、ばん具、むち、吊革、腕時計革バンド、革製くび輪等のその他の皮革製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

金属製袋物、金属製かばんの製造を行う事業は本分類に含めず、「5401 金属製品製造業又は金属加工業（その他の金属製品製造業又は金属加工業）」に含める。

・ 紋紙等製造業

[補足解説]

ピアノマシン等の紋彫機を使用して、ジャガードカード(紋紙)製造する事業、並びに手彫による染型(模様紙型)を製造する事業は、本分類に含まれる。

・ 木彫製品等製造業（手作業によるものに限る。）

[補足解説]

うちわ、扇子の製造で、竹又は可塑物製品の基材を購入し、植物性のりを使用して、手作業により、紙の貼り付けを行う事業、裁断された木片を購入し、彫刻刀で一刀彫の人形等を製造する事業、又はやすり等の手工具を使用して可塑物製品の仕上げを行う事業は、本分類に含まれるが、うちわ、扇子、木製人形の製造、あるいは可塑物製品の仕上げを行う事業であっても、プレス機械、木工機械、裁断機械等の機械類を使用して製造、加工を行う事業は本分類から除かれ、「61 その他の製造業」に含める。

(61) その他の製造業

[補足解説]

製造業の態様で物の塗装、洗浄、選別等を行う事業、及び機械器具等を用いて個装作業又は内装作業を行う事業は、本分類に含まれる。

なお、製造業の態様とは、一般に工場、作業場などと呼ばれる場所で、機械又は器具等の設備を有し、これを使用して継続的に物の製造、加工及び組立て等を行っている態様をいう。

ただし、個装作業又は内装作業を行う事業のうち、はさみ、のり、セロテープ等の手工具のみを用いた軽易な作業で行う場合は本分類から除かれ「94 その他の各種事業」に分類される。また、外装作業のみを行う事業及び個装作業又は内装作業から外装作業までを一貫して行う事業も本分類から除かれ、「72 貨物取扱事業」に分類される。

(注)

個装作業とは、小売のための包装作業をいい、製品個々の直接の包装で、商品として消費者に渡る最小単位の包装をする作業であり、具体的には①商品名等が印刷された袋、箱等に商品を詰める作業、②びん、缶等に商品を詰める作業、③ビニール等に商品を詰める作業、④袋、箱、びん、缶等に商品等の標示（ラベル貼付等）をする作業等をいう。

内装作業とは、卸売のための梱包作業をいい、個装された商品を卸売のための1ダース等の単位で箱に詰める作業及び箱に詰めたものを更にダンボール等に詰める作業等をいう。

外装作業とは、輸送のための包装、梱包作業をいい、自動車、鉄道、船舶等による輸送において取扱いを容易にし、商品の保護等をするため、内装された商品を更に大きな単位にまとめて、帯鉄等による結束、木わく詰、シュリンク梱包等の作業をいう。

(6102) ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業

[補足解説]

万年筆、シャープペンシル、ペン軸、ペン先及びこれらの部分品等の製造、ボールペン、マーキングペン及びこれらの部分等の製造、鉛筆の製造、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、描画テーブル、画板、パレット、スケッチボックス、絵画用縮図器、画家用絵具等の絵画用品の製造、並びに手押スタンプ、焼印、形板、T定規、三角定規、そろばん、鉛筆箱（筆入れ）、ホッチキス、穴あけ器、鉛筆削器、墨、墨汁、朱肉、事務用のり、謄写版、計算尺、製図用機器具等他に分類されない事務用品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(6104) 可塑物製品製造業（購入材料によるものに限る。）

[補足解説]

購入した可塑物又は合成樹脂等を加工し、プラスチック製の板、管、ホース、棒、継ぎ手の製造、プラスチック製のフィルム、シートの製造、合成皮革（塩化ビニール系、ナイロン系、ポリアミド系、ポリウレタン系等）製品の製造、プラスチック製の床材（タイル）の製造、プラスチック製のテレビジョンキャビネット、ラジオキャビネット、真空掃除機の器体（ボデー）、冷蔵庫内装用品、扇風機の羽根、パッキング等の工業用プラスチック製品の製造、あわ入りのプラスチックの製造、プラスチック製の玩具、運動競技用品、楽器、レコード素地、装身具、装飾品、ボタン、及びその他プラスチック製の各種容器、袋、家庭用品、絶縁テープ、漁業用器具、止水板、包装材料の製造、並びに他に分類されないプラスチック製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

プラスチックの製造から一貫して可塑性製品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業（有機工業製品製造業）」に含める。

写真フィルム用アセチルセルローズフィルムの製造、及びセルロイド生地 of 製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業（その他の化学製品製造業）」に含める。

ビニール製外衣並びにポリウレタンフォーム製寝具の製造を行う事業は本分類に含めず、「4201 繊維工業又は繊維製品製造業（その他の繊維工業又は繊維製品製造業）」に含める。

また、強化プラスチック製舟艇の製造を行う事業は本分類に含めず、「5901 船舶製造又は修理業（その他の船舶製造又は修理業）」に含める。

(6105) 漆器製造業

[補足解説]

じゅう器、食器、箱、美術品等に漆塗りをを行い、各種漆品類の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

木材より一貫して漆品の製造を行う事業は本分類に含めず、「4401 木材又は木製品製造業」に含める。

(6107) 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業

[補足解説]

ろう加工紙、油脂加工紙、プラスチック加工紙、包装加工紙、ターポリン紙、防せい紙、カーボン紙、絶縁紙、荷札及び絶縁紙テープ、接着テープ、ろう紙、油紙、謄写版原紙等の製造、段ボール、壁紙、ふすま紙、ブックバインディングクロス等の製造、セメント袋、小麦袋等の重包装用の大型紙袋、段ボール箱、紙器製品、ファイバー箱等の製造、及び封筒、わら半紙等の事務用・学用・日用紙製品の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

ただし、ノート、帳簿、手帳、便せん、日記帳等の製造を行う事業は本分類に含めず、「4601 印刷又は製本業（製本又は印刷物加工業）」に含める。

また、写真感光紙の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

(6109) わら類製品製造業

[補足解説]

麦わら帽子、パナマ帽子、経木帽子、紙いと帽子、さなだ帽子等の麦わら、パナマ、経木等の帽子の製造、畳、畳表、畳床、むしろ、花むしろ、ござ、合成繊維製畳等い草、わら又は合成繊維での畳類の製造、並びにわら工品、わらなわ、かます、俵等のわら細工品等の製造を行う事業は、本分類に含まれる。

(6116) その他の各種製造業

[補足解説]

コルクせん、羽根扇子、マッチ軸、かいり灰、ファインセラミック製品及びたどんの製造を行う事業は、本分類に含まれる。

関連通達・事務連絡要旨

● 製造業における構内下請事業に係る労災保険率の適用及び金属製の機械部分品の製造を行う事業の労災保険率の適用について（昭和 57.2.19 発労徴第 19 号、基発第 118 号）

第 1 製造業における構内下請事業に係る労災保険率の適用について

2 運用上の留意事項

- (1) 構内下請事業とは、親事業の事業場構内において軽易な事務を行う場所を有し、かつ、作業を行う場所がもつばら当該親事業の事業場構内である事業であること。

構外において行う作業が構内における作業を遂行するうえで必要不可欠なものとして附随的に行われる場合には、当該構外において行う作業は、構内における作業の出張作業として取り扱うが、構外においても作業を行うことを常態とする事業は、構内下請事業とは認められないものである。

- (2) 構内下請事業に本取扱いが適用されるのは、親事業の事業の種類が製造業に分類され、かつ、当該構内下請事業が親事業の製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業である場合に限られるものであること。

- (3) 「製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業」とは、製品の製造に直接関係する工程における作業をいうものであって、搬入された原材料を加工し、組立、包装、梱包等により製品を完成させる工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業が該当する。この場合において「当該工程に直接附帯する作業」とは、例えば、機械設備の保守、点検、修理等の作業及び原材料、半製品、製品等の運搬を工程間等において行う作業等をいうものである。

なお、製品の製造に直接関係のない作業を行う事業、例えば、機械設備の非日常的な保守、修理等を行う事業、建屋の営繕、清掃等を行う事業、建物管理を行う事業、食堂の事業等は従来どおり作業の実態により労災保険率を適用する。

- (4) なお、原材料の搬入又は製品の搬出を行う事業は、事業場構外において作業を行うことが一般であることに鑑み、当該事業については作業実態に応じた労災保険率を適用する。

3 適用基準の変更に伴う保険関係及び労災保険率等の適用区分

上記により適用される労災保険率又はこれを基礎とする第一種特別加入保険料率（以下「労災保険料率等」という。）が変更されることとなる事業については、昭和 57 年 4 月 1 日以後において一般保険料又は第一種特別加入保険料の額を算定するために用いる労災保険率等は、次によることとする。

- (1) 同日前において既に行われている事業の取扱い

労災保険率の適用に当たっては、(イ) 継続事業については、同日前の期間分には上記により変更される前の労災保険率等（以下「旧労災保険率等」という。）を、同

日以後の期間分には上記により変更された後の労災保険率等（以下「新労災保険率等」という。）を適用し、（ロ）有期事業については、旧労災保険率等を適用する。

（２）同日以後において新たに行われることとなる作業の取扱い

- ① 当該作業に係る新労災保険率等が適用することのできる構内下請事業が既に存在している場合には、当該構内下請事業の出張作業として取り扱う。
- ② 当該作業の一体が新労災保険率等が適用される構内下請事業として捉えることのできる場合であって、当該作業に係る新労災保険率等が適用される構内下請事業がまだ存在していないときには、当該作業に係る構内の事務所につき新労災保険率等を適用することのできる継続事業として保険関係を成立させ、当該作業は当該継続事業の出張作業として取り扱う。

４ その他

- （１）製造業における構内下請事業に係る労災保険率の適用基準を変更したことに伴う労働保険料の算定及び納付の方法、継続事業の一括払いの取扱い等については、親事業及び構内下請事業の事業主並びに労働保険事務組合等に対し、説明会を実施する等により周知徹底を図るものとする。
- （２）なお、本通達により労災保険率等が変更されることとなる継続事業であって昭和５６年度においてメリット制が適用されていた事業については、昭和５７年度においても労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条第３項第１号又は第２号の要件を満たしている場合、メリット制の適用はなお継続されるので、念のため申し添える。

第２ 金属製の機械部分品の製造を行う事業の労災保険率の適用について

各種の金属製の機械部分品を組み込んで完成される製品を製造する事業の事業場構外において当該機械部分品の製造を行う事業の労災保険率の適用について数局より照会があったが、その取扱いについては、次によるので承知されたい。

- １ 各種金属材料品から鍛造、鍛冶、叩き、打抜き、絞抜き、塑型、彫刻、研磨、張り、防錆、切断、溶接、溶断、伸線または板金等の作業を主たる工程として金属製品（金属部品及び金属部分品を含む）等の製造を行う事業は、「金属製品製造業又は金属加工業」に係る労災保険率を適用する。
- ２ 各種金属材料品から切削、穴切り、ねじ切り等の作業を主たる工程として、各種部品を組み立て金属製の機械部分品の製造を行う事業は、組み込まれる完成品に係る事業の種類に分類される。

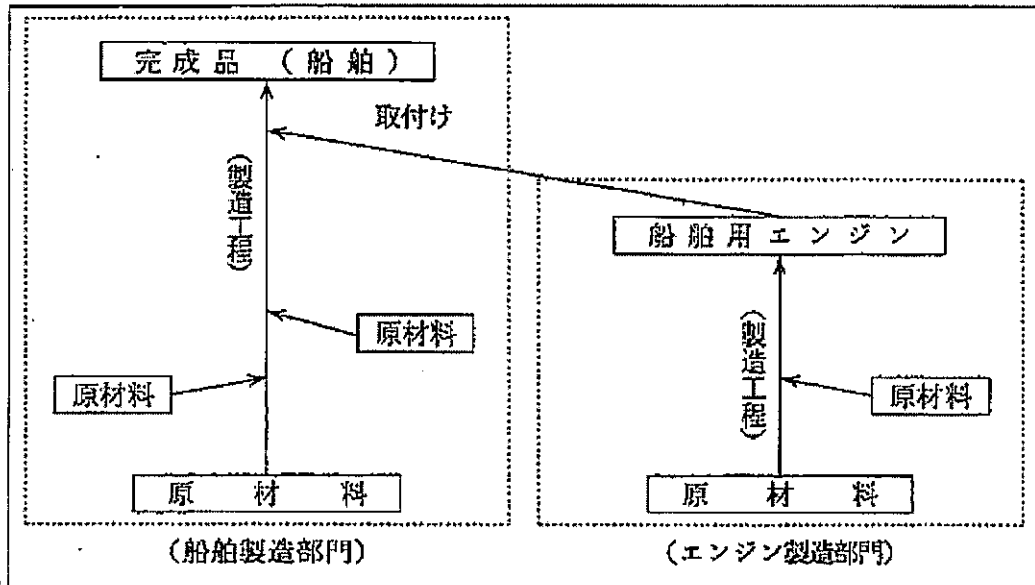
（参考）

製品を製造する工程の捉え方について

- １ 最終的な製品に組み込まれる部分品を製造する工程は、当該製品を製造する工程の一部として捉えられる。

(例) 船舶に組み込むエンジンを同一の事業場内において製造する場合

船舶製造事業場構内



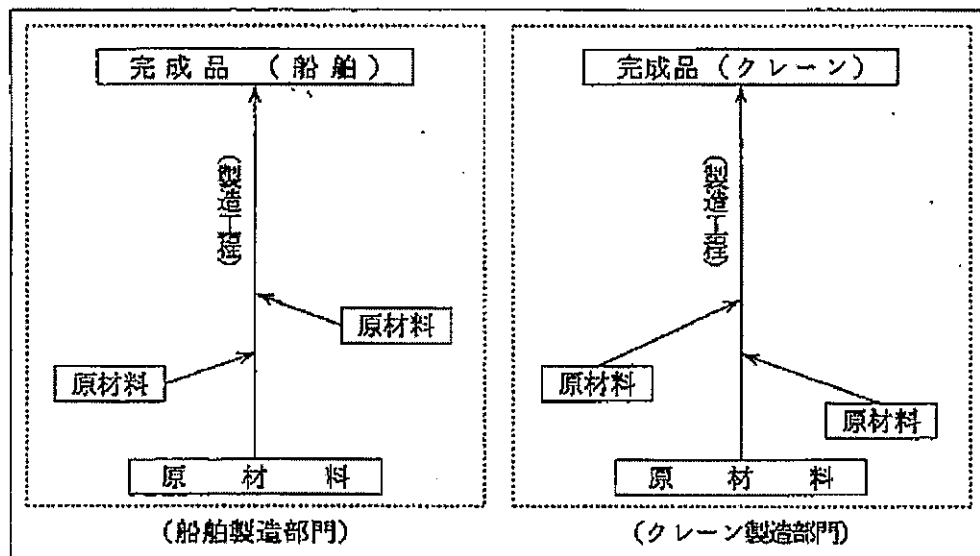
船舶製造部門及びエンジン製造部門の構内下請事業については、「船舶製造又は修理業」に係る労災保険率を適用する。

(注) 労災保険率適用事業細目表上「5601 原動機製造業」に分類されるエンジン製造部門についても、当該エンジン最終製品である船舶に、同一事業場構内において組み込まれる場合は、当該船舶を製造する工程の一部として取り扱う。

- 2 同一の構内において、相関連しない製品を製造している場合には、それぞれの製品に係る労災保険率を適用する。

(例) 同一構内において、互いに独立して船舶とクレーンを製造している場合

船舶製造事業場構内



船舶製造部門及びクレーン製造部門が、それぞれ最終製品たる完成品の製造を行っている場合は、当該船舶製造部門及びクレーン部門は、それぞれ別個の工程として取り扱う。したがって、船舶製造部門の構内下請事業については「船舶製造又は修理業」に係る労災保険率を、クレーン製造部門の構内下請事業については「機械器具製造業」に係る労災保険率を適用する。

● 製造と併せて小売を行う事業等の労災保険率の適用について（平成 2.3.9 発労徹第 9 号、基発第 125 号）

1 製造部門と同一の場所において卸売又は小売を行う事業の取扱い

（1）製造小売業として適用する事業

個人若しくは家庭用消費者又は業務用に少額のことを少量使用する者（以下「最終消費者」という。）に直接販売するためにのみ物の製造加工を行う事業（以下「製造小売業」という。）については、「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用するものであり、労災保険率適用事業細目の事業の種類細目は、「9801 卸売業・小売業」に分類される。

（2）製造卸売業として適用する事業

最終消費者以外の者に販売又は同一企業に属する支店、出張所等の他の事業に引き渡すために物の製造加工を行う事業（最終消費者への直接販売を併せて行う場合を含む。以下「製造卸売業」という。）は、「製造業」に係る労災保険率を適用する。

2 製造部門と別の場所に独立性のない小売部門を有する事業の取扱い

製造部門と別の場所で小売を行う支店、出張所等のそれぞれが一の事業とされる程度の独立性を有しない場合には、当該支店、出張所等は直近上位の事業に包括し、全体を一の事業として取り扱われるものであるが、この場合、製造小売業として「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用するのは、当該事業全体の規模が 1－(1)の事業と同程度のものと認められる場合のみとする。

3 製造し配送等により小売を行う事業の取扱い

（1）直接配達を行う事業の場合

最終消費者に直接販売するためにのみ物の製造加工を行い、自らが直接配送を行う事業は、製造小売業として「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用する。ただし、会社、学校、病院等を通じ大量又は多額に製品を販売する事業については、その形態が業務用に大量又は多額に製品を販売する事業の形態に準じていることから、「製造業」に係る労災保険率を適用する。

(2) 郵送又は委託配送を行う事業の場合

最終消費者に直接販売するためにのみ物の製造加工を行い、郵送又は委託配送にて販売する事業は、「製造業」に係る労災保険率を適用する。

(参考) 製造小売業及び製造卸売業の取扱いについて

以下の説明において「小売」とは最終消費者に物を直接販売することをいい、「卸売」とは、最終消費者以外の者に物を販売又は引き渡すことをいう。

1 製造部門と別の場所で小売を行わない場合の取扱い

(1) 製造して同一場所で小売のみを行う場合

製 造	小 売
--------	--------

9801 卸売業・小売業

「9801 卸売業・小売業」に係る労災保険率を適用する。

(2) 製造して同一場所で卸売を行う場合（小売を併せ行う場合を含む。）

製 造	卸 売
--------	--------

製造業

製 造	小 売
	卸 売

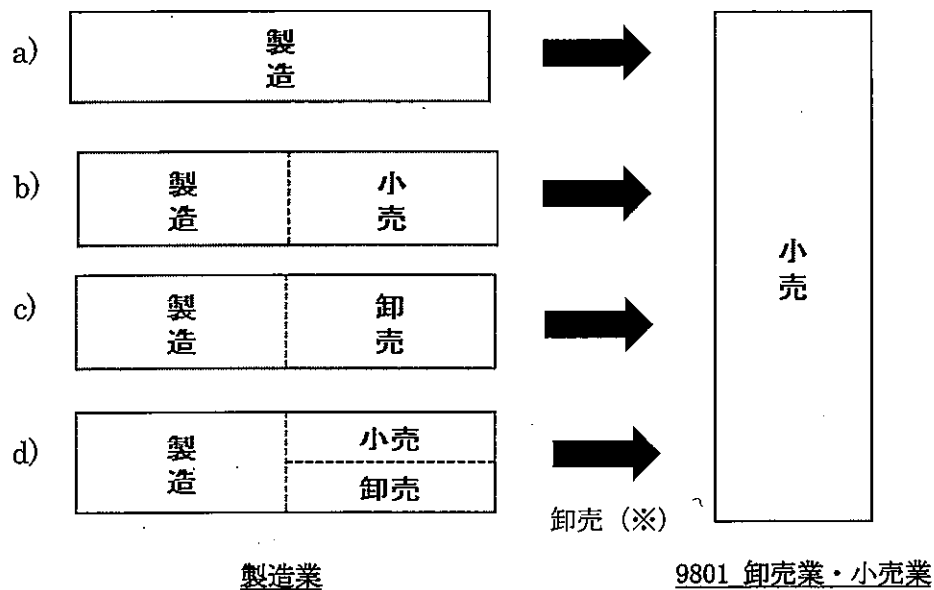
製造業

「製造業」に係る労災保険率を適用する。なお、卸売と小売を併せ行う場合は、大部分が小売であっても一部でも卸売があれば製造卸売業として取り扱い、「製造業」に係る労災保険率を適用する。

2 製造部門と別の場所で小売を行う場合の取扱い

(1) 製造部門と別の場所の小売に独立性がある場合

製造して別の場所の小売を行う事業への製品の引き渡しを行う事業は、製造卸売業として「製造業」に係る労災保険率を適用し、独立して小売を行う事業は、「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊」に係る労災保険率を適用する。



(※) ここでいう卸売には、同一企業に属する他の事業に製品を引き渡すことを指す。

(2) 製造部門と別の場所の小売に独立性がない場合

① 製造部門と同一の場所で卸売又は小売を行わない場合

事業全体の規模が1-(1)の事業と同程度のものと認められる場合のみ製造小売業として「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用する。

② 製造部門と同一の場所で小売を行う場合

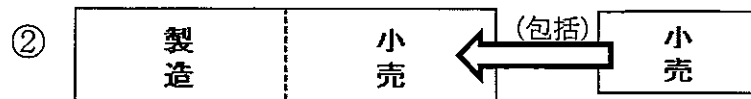
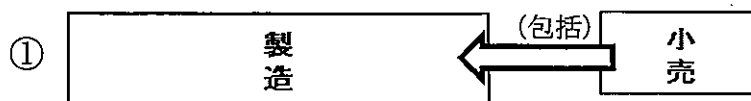
事業全体の規模が1-(1)の事業と同程度のものと認められる場合のみ製造小売業として「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用する。

③ 製造部門と同一の場所で卸売を行う場合

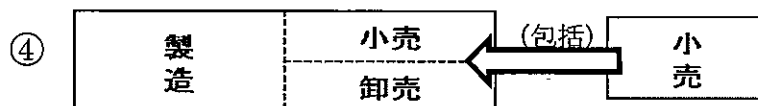
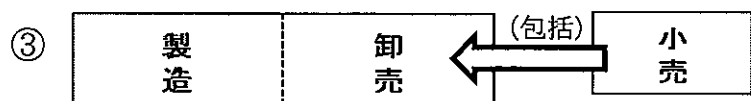
全体を一の事業として取扱い、製造卸売業として「製造業」に係る労災保険率を適用する。

④ 製造部門と同一の場所で卸売と小売を併せ行う場合

全体を一の事業として取扱い、製造卸売業として「製造業」に係る労災保険率を適用する。



①②については「9801 卸売業・小売業」



③④については製造業

3 製造し配送等により販売を行う事業の取扱い

(1) 自らが直接配送を行う事業の場合

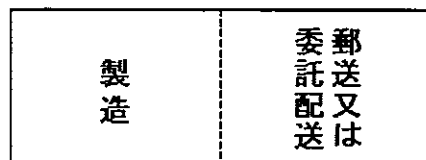
製造小売業として「(98)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率を適用するが、会社、学校、病院等を通じ大量又は多額に製品を販売する事業は、「製造業」に係る労災保険率を適用する。



「9801 卸売業・小売業」又は「製造業」

(2) 郵送又は委託配送を行う事業の場合

「製造業」に係る労災保険率を適用する。



「製造業」

● 給食業務等を請け負う事業に係る労災保険率の適用について（平成 19.5.1 労災補償部労災管理課労災保険財政数理室長補佐及び労働保険徴収課長補佐（業務担当）の事務連絡）

病院等の施設外において、給食センターのごとく独立した製造部門を有して、工場生産方式により原材料（食材）を機械器具等の設備を用いて製造・加工し、病院等へ提供する事業は、「41 食料品製造業」を適用するものであること。

● 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（昭和 37.3.13 基発第 206 号）

「4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業」には、金属製、わら製以外の綱、網を製造する事業が含まれる。又、わら製身のまわり品を製造する事業は「(61)その他の製造業」に該当する。

「(44)木材又は木製品製造業」の内容は、現行の「製材業」と「木製品工業」の内容を統合したものである。

イ 工場においてチップを製造する事業は、本事業に含まれる。

ロ 化粧合板（購入材料による。）を製造する事業は、「(61)その他の製造業」に含まれる。

ガス又は石油ストーブの製造を行う事業は、「5608 家庭用機械器具製造業」に分類する。

「(57)電気機械器具製造業」には、現行の「精密機械器具製造業」に含まれている機械器具のうち、電気機械器具製品（レントゲン線装置、超短波治療装置、電気計測器、電子顕微鏡等）も該当する。

「(60)計量器、光学器械、時計等製造業」の内容は、現行の「精密機械器具製造業」の内容から「(57)電気機械器具製造業」及びメリヤス針、ミシン針の製造業を除いたものである。なお、6001 の試験機にはマイクロメーター、のぎす、ゲージ、圧力計等が含まれ、6008 の楽器又は音盤は金属製、木製その他を問わない。

「6116 その他の各種製造業」には次の製品等を製造する事業が該当する。

かつら、人形、模型、かいろ灰、たどん、コルク製品又はマッチ軸木、妻楊枝、玩具、スポーツ用具等で手工業的なもの。

● 製紙又はパルプ会社の山林部関係機関に対する労災保険法の適用について（昭和 35.2.25 基発第 129 号）

1 製紙又はパルプ工場山林部について

(1) 製紙又はパルプ工場の一部門である山林部（以下「工場山林部」という。）については、当該工場の製造部門と一括して一事業とし、「(45)パルプ又は紙製造業」の料率を適用すること。

● マッチ製造業の料率について（昭和 28.8.17 基災収第 1521 号）

一貫作業によるマッチ製造業は「(47)化学工業」の保険料率を適用することとされたい。

- **金型製造事業等に対する労災保険法適用料率について（昭和 34. 3. 28 基発第 199 号）**
流下式による製塩業については、「(47)化学工業」として適用すること。

- **建設業者が行うアスファルト合材の製造事業に対する労災保険法の適用について（昭和 43. 10. 21 基発第 645 号）**

建設事業を行っている者が、自から施工する建設工事に使用することを主たる目的としてアスファルト合材の製造をあわせ営んでいる場合で、当該製造事業が次の要件を満たす場合は、継続事業として「(47)化学工業」の保険料率を適用すること。

したがって、当該各要件のいずれかを欠く場合には、主たる建設工事の保険関係に含めて取り扱うこととなる。

- ① 場所的に、当該建設工事現場から独立していること。
- ② 経理、人事、指揮系統等からみて、当該建設工事と区分されていること。
- ③ 当該建設工事期間と関係なく一定期間継続して行われること。

なお、本通達により取り扱った場合においても、アスファルトプラントの建設工事は、一つの事業として別個に建設事業の保険関係が成立するので念のため申し添える。

- **研削砥石製造業に係る労災保険率の適用変更並びにしいたけ等の栽植・栽培業及び陸送業についての労災保険率の適用について（昭和 57. 2. 1 発労徹第 15 号、基発 第 77 号）**

研削砥石の製造を行う事業については、その材料たる研削材が、自事業場で製造されたものか、購入されたものであるかを問わず、「その他の窯業又は土石製品製造業」の労災保険率を適用しているところであるが、購入した研削材から研削砥石の製造を行う事業については、その業態が研削材の製造を行う事業の態様と異なるものであることに鑑み、昭和 57 年 4 月 1 日からは、「その他の製造業」の労災保険率を適用するものであり、労災保険率適用事業細目表の事業の種類細目（以下「事業細目」という。）は、「6116 その他の各種製造業」に分類される。

なお、研削材の製造から一貫して研削砥石の製造を行う事業は、従来どおり「その他の窯業又は土石製品製造業」の労災保険率を適用する。また、購入した研ま材料より研ま布又は研ま紙を製造する事業についても、従来どおり「その他の製造業」の労災保険率を適用するものである。

この場合の事業細目は、それぞれ「4905 研ま材製造業」と「6116 その他の各種製造業」に分類されるので、念のため申し添える。

- **りょう銃製造業の保険料率について（昭和 29. 6. 5 基災発第 78 号）**

りょう銃製造の事業は「(56)機械器具製造業」に該当する。

- **金型製造事業等に対する労災保険法適用料率について（昭和 34. 3. 28 基発第 199 号）**

金型製造の事業については、原則として「製造加工用機械器具製造業」として適用すること。

ただし、精密機械器具製造業・軽電機製造業・重電機製造業に属する部品の金型を製造する事業及び粉末冶金金型製造業については、その実態により「精密機械器具製造業」として適用して差し支えない。

● **建設機械の整備、修理及び保管等を行なう事業に対する労災保険の取扱いについて（昭和 38.6.20 基発第 698 号）**

モータープールにおける建設機械の整備、修理及び保管等が、独立した事業として取り扱うことを相当と認める状態で行われている場合には、整備、修理及び保管等の事業を「継続事業」として取り扱い、「(56)機械器具製造業」の保険料率を適用すること。

● **ファインセラミック製品を製造する事業の労災保険率の適用について（昭和 58.2.3 発労 徴第 6 号、基発第 46 号）**

ファインセラミック製品を製造する事業は、ファインセラミック製品が多岐の分野に利用され、汎用性が広いことに鑑み、その製造する製品の 50 パーセント以上が一の事業の種類に係る機械器具の部分品と認められる場合、その製品が組み込まれる機械器具を製造する事業に係る労災保険率を適用する。

例えば、IC パッケージ、セラミックコンデンサー又はフェライトを製造する事業については、これらの事業の製品が電気機械器具又は電子機器の電気的特性を有する部分品と認められるので、「電気機械器具製造業」に係る労災保険率が適用されるものである。この場合の労災保険率適用事業細目表の事業の種類の細目（以下「事業細目」という。）は、「5709 その他の電気機械器具製造業」に分類される。

なお、上記に該当しない場合は、その事業の実態、災害率等に鑑み「その他の製造業」に係る労災保険率を適用する。この場合の事業細目は「6116 その他の各種製造業」に分類される。

● **情報記録物を製造する事業の労災保険率の適用について（平成 8.2.14 労 働大臣官房労働保険徴収課長及び労働基準局労災管理課長名の事務連絡）**

1 労災保険率の適用について

オーディオディスクレコード、ビデオテープレコード、CD-ROM等の情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）等の製造を行う事業は、「60 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）」の労災保険率を適用する。この場合の事業の種類の細目は「6008 楽器又は音盤製造業」とする。

また、情報を記録する媒体物の製造から一貫して情報記録物を製造する事業についても、「6008 楽器又は音盤製造業」に含める。

2 「6008 楽器又は音盤製造業」に含める情報記録物の製造を行う事業

映像、音声、文字等の情報を記録したオーディオディスクレコード（CD、EP、LP等）、ビデオディスクレコード（CDV、LD、VHD等）、CD-ROM・CD-I、オーディオテープレコード（コンパクトカセットテープ、カートリッジテープ等）、ビデ

オテープレコード（ビデオカセットテープを含む）、磁気カード、電子応用がん具カセット等の製造を行う事業が「6008 楽器又は音盤製造業」に含まれるものである。

3 その他の留意事項

(1) 情報を記録する媒体（生の磁気テープ、磁気ディスク（フォーマット済の磁気ディスクを含む）、磁気カード等）のみの製造を行う事業及び記録する情報そのものを作成することを業とする事業（例えばビデオ用映像の製作やコンピューター用ソフトウェアの製作を行う事業）は、情報記録物を製造する事業には該当しないものである。

(2) 磁気テープ等の製品製造工程の概略とその各工程を業とする事業に係る労災保険の適用事業細目は以下のとおりである。

材料から磁気テープ等を製造する工程
(フォーマットを含む。)

5709 その他の電気機械器具製造業

情報を記録する工程

6008 楽器又は音盤製造業

一貫して行う。

6008 楽器又は音盤製造業

● 自動車専用部品等を製造する事業など輸送用機械器具製造業の労災保険率の適用について（昭和 59.1.30 発労徴第 8 号、基発第 46 号）

(1) 金属、鋳物、可塑物及びファインセラムックスを主たる原材料として自動車専用部品等を製造する事業であって、その生産額の 50 パーセント以上が自動車専用部品等である場合は、「(58) 輸送用機械器具製造業」の労災保険率を適用する。この場合の事業の種類細目は「5801 自動車製造業」に分類する。

(2) 自動車の部品等を製造する事業であっても、次の事業は作業態様が著しく異なること、汎用品であること等から「(58) 輸送用機械器具製造業」に含めず、現行通り各々該当する事業の種類に分類すること。

- ① 繊維、木材、ゴム、ガラス等、前記(1)に掲げた原材料以外のものを主たる原材料としている事業
- ② 消火器、各種工具等汎用品を製造している事業
- ③ 「(57) 電気機械器具製造業」又は「(60) 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）」に分類される事業
- ④ 「(55) めつき業」又は「6115 塗装業」に分類される事業

● 木造船製造業、貨物自動車による運送業に対する保険料の適用に関する件（昭和 22.12.27 基災第 24 号）

木造船製造業中には、釣舟のような小形のものの製造修繕も含まれる。これは車輛製造業中に荷車の製造修繕が含まれるのと同様である。

（※ 現在、「木造船製造業」は、「(59) 船舶製造又は修理業」に含まれる。）

● **労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（昭和 36. 2. 18 基発第 127 号）**

「船舶製造業」については、昭和 34 年 4 月 21 日付基発第 285 号通ちょうにより既に本事業として取り扱うよう指示した「船舶ぎ装業」の取扱いを細目表上明確にしたにすぎない。

なお、「船舶ぎ装」とは、本来船体に機関設備、電気設備等を取り付けることをいうが、本細目の取扱いについては、前記通ちょう記 1 にいう船舶製造業と同一事業場内において行われるぎ装品の製造加工、修理をも含むものとして、取り扱われたい。

● **機械彫刻業に対する労災保険料率について（昭和 38. 4. 12 基発第 425 号）**

カメラ・光学機械・その他各種計量機器の部分品、各種標識板、金型等に、文字、記号あるいは目盛等を刻み込む事業に対する労災保険料率は、その事業の態様にかんがみ、昭和 38 年度より「(61) その他の製造業」として取り扱うこととされたい。

● **包装、梱包を行う事業に係る労災保険率の適用について（昭和 60. 1. 30 労徴発第 10 号、事務連絡第 5 号）**

個装作業及び内装作業を手作業のみで行う事業には、「(94) その他の各種事業」の労災保険率を、機械器具等を用いて行う事業には、「(61) その他の製造業」の労災保険率を適用する。

「手作業のみで行う」とは、はさみ、のり、セロテープ等の手工具のみを用いた軽易な作業を行う場合をいい、「機械器具等を用いて行う」とは、自動びん詰装置、製袋充てん機、ひも掛け結束機、ケース詰機等により個装作業及び内装作業を行う場合（包装、梱包に附帯した運搬作業にベルトコンベア、フォークリフト等を用いる場合を含む。）をいう。

● **木炭等の製造を行う事業の労災保険率の適用等について（平成 16. 1. 30 基徴発第 0130001 号、基労管発第 0130001 号、基労補発第 0130001 号）**

木炭等の製造を行う事業であっても、事業主が原材料（木材等）を自ら切り出さず、他の事業主又は輸入等により原材料を仕入れて、木炭等の製造を行う場合、当該事業の労災保険率は、その事業の作業態様にかんがみ、「6116 その他の各種製造業」の労災保険率を適用する。

● 自動車専用部品等を製造する事業などの輸送用機械器具製造業の労災保険率の適用について (昭和 60.7.11 労働発第 49 号、補償課長事務連絡第 33 号)

自動車専用部品等 (例示)

○印・・・「(58)輸送用機械器具製造業」に分類されるもの

×印・・・「(58)輸送用機械器具製造業」に分類されないもの

1. 機関部分 ○ シリンダーヘッド ○ シリンダーヘッドカバー ○ フロントエンジンカバー (タイミングギヤケース) ○ シリンダー・ブロック ○ フライホイール ○ フライホイールハウジング ○ ギヤ・スプロケット ○ リングギヤ ○ ピストン ○ ピストンピン ○ ピストンリング ○ シリンダー ○ シリンダーライナー ○ コネクティングロッド ○ クランクシャフト ○ プーリー ○ トーショナルダンパ ○ カムシャフト ○ 軸受メタル ○ インテークマニホールド ○ エクゾーストマニホールド ○ ガスケット(シリンダ用, 吸排気管用) ○ バルブ ○ バルブスプリング ○ バルブシート ○ ロッカ・アーム ○ プッシュロッド ○ タペット ○ オイルフィルタ ○ オイルストレーナ ○ オイルクーラ ○ オイルポンプ ○ オイルパン ○ オイルレベルゲージ ○ 燃料ポンプ (電気式) ○ " (機械式) ○ キャニスター ○ 燃料タンク ○ オイルタンク ○ 気化器 ○ L P G べーパライザ	○ ターボチャージャ ○ 燃料噴射ポンプ ○ 高圧噴射管 ○ ノズル及びノズルホルダ ○ 燃料炉過器 ○ 燃料パイプ ○ エアークリーナ ○ エアインテークホース ○ L P G ボンベ ○ アクセルペダル ○ アクセルグリップ ○ アクセルリンクージ ○ アクセルワイヤ ○ エクゾーストパイプ ○ エクゾーストブレーキ ○ マフラ ○ 排ガス浄化装置 ○ ウォーターポンプ ○ メカニカルシール ○ ラジエータ ○ ラジエータシュラウド ○ サーモスタット × ファンベルト ○ クリーニングファン × ファンモータ ○ ファンクラッチ × タイミングベルト × タイミングチェーン ○ テンショナ 2. 電装部品 (エンジン関係等部品) × 始動電動機 (スタータモータ) × 充電発電機 (ゼネレータ) × 磁石発電機 (マグネット) × 電圧調整機 (レギュレータ) × 配電器 (ディストリビュータ) × キャップ及びロータ × ポイント及びアーム × イグニション・コイル × スパーク・プラグ × グロー・プラグ × コンデンサ
--	---

- × エンジン制御電子装置
- × 点火系電子装置
- × 計装関係電子装置
- × 走行・変速関係電子装置
- × ブレーキ関係電子装置
- × 故障診断装置
- × その他電子装置
- × 電子装置用センサー類
- × その他の電装部品

3. 電装部品（その他の電装部品）

- × 前照灯（ヘッドランプ）
- × シールドビーム電球
- × 補助前照灯（フォグランプ）
- × 信号・標識灯
- × その他灯器
- × 電球類
- × スピード・メータ
- × スピード・メータケーブル
- × 電流計
- × 燃料計
- × 油圧計
- × 温度計
- × 運行記録計
- × その他計器
- ワイパ・モータ及びリンク機構（モータ部分を除く。）
- ワイパ・アーム及びブレード
- ウインドシールド・ウォッシャー
- × ホーン及びブザー類
- ステアリング・ロック
- × スイッチ類
- フラッシャー
- × リレー及びリレーボックス
- × ヒューズ及びヒューズボックス
- × シガー・ライター
- × 電磁バルブ及びソレノイド
- × 高圧電線
- × 低圧電線
- × ワイヤ・ハーネス
- × その他の電装部品

4. 変速機及び同部品

- マニュアルミッション
- オートマチックミッション
- トランスファ
- パワーディクオフ
- シフトレバー（リモコンを含む。）
- チェンジペダル
- ギヤシフトドラム
- ギヤシフトスピンドル

5. 駆動、伝導、操縦装置部品

- × タイヤ

- ディスクホイール（スチール）
- ディスクホイール（アルミ）
- ホイールシャフト
- スポーク
- ホイールキャップ及びカバー
- × ホイールベアリング
- キングピン
- アクスルビーム
- ホイールハブ ○ ナックル
- ステアリングホイール
- ステアリングハンドル（バー）
- ステアリングステム
- トップブリッジ
- ステアリングコラム
- ステアリングギヤボックス
- タイロッドASS'Y
- パワーステアリング用ポンプ
- クラッチASS'Y
- クラッチフェイシング
- クラッチセンター
- クラッチプレッシャディスク
- クラッチ倍力装置
- クラッチマスタシリンダ
- クラッチレリースシリンダ
- クラッチハウジング
- プロペラシャフト
- アクスルハウジング
- リヤアクスルシャフト
- デファレンシャルケース
- デファレンシャルキャリア
- デファレンシャルギヤ
- ピットマンアーム
- ドライブシャフト
- ドライブチェーン

6. 懸架部品

- シヤシ・スプリング（コイル）
- シヤシ・スプリング（リーフ）
- ショックアブソーバ
- フロントフォークASS'Y
- リヤフォークASS'Y
- サスペンションストラット
- Uボルト
- × 空気ばね
- 空気ばね用レベリングバルブ
- スタビライザ
- （トーションバーを含む。）
- トルクロッドASS'Y
- トルクロッド用ブッシュ

7. 制動部品

- キャリパASS'Y
- ディスクブレーキ用パッド
- ディスクロータ

- ドラムブレーキASS'Y
- ブレーキライニング・シュー
- ブレーキパネル
- ブレーキハブ
- ブレーキドラム
- ブレーキ用マスタシリンダ
- ブレーキ用ホイールシリンダ
- ブレーキ用倍力装置
- セーフティシリンダ
- エアブレーキASS'Y
- コンプレッサ
- エアタンク
- エアブレーキチャンバ
- スラックアジャスタ
- プレッシュアレギュレータ
- エアブレーキバルブ
- セーフティバルブ
- リレーバルブ
- ブレーキパイプ
- ブレーキホース
- ブレーキペダル
- クラッチペダル
- パーキングブレーキレバー
- センタ・ブレーキ
- プロポーショニングバルブ
- ロードセンシングバルブ
- アンチスキッド
- その他の制動部品

8. 車体部品

- × ガラス
- シャシ・フレーム
- 二輪車フレーム
- バンパー
- フェンダー
- ドア
- ボンネット
- ラジエータグリル
- ドアサッシュ
- ドアトリム
- × ドアウエザストリップ
- × ウインドウエザストリップ
- ウインドレギュレータ
- コンソールボックス
- インstrumentパネル
- メータケース
- アウトサイドハンドル
- インサイドハンドル
- ドアロック
- ボンネットロック
- トランクロック

- ヒンジ類
- キーセット
- ルーフライニング
- × フロアマット
- × カーペット
- シートASS'Y
- シートスライド
- シートリクライナ
- シートベルト
- アームレスト
- メーターケーブル
- サンバイザ
- モールディング類
- マーク類
- アッシュトレイ
- サンルーフ
- トレラ・カップラ
- スペアタイヤキャリア
- トーイングフック
- × シガライタ
- クーラ
- ヒータ
- エアコン
- 自動給油装置
- ラジエータリザーバタンク
- リフレックスリフレクタ
- フェアリング・サイドカバー
- ステップ
- スタンド
- フェンダー
- ラグゲージキャリア
- ミラー
- × ツールボックス
- × ツールセット
- × ジャッキ
- × 消火器
- × 発煙筒

9. 要素部品（上記以外）

- × オイルシール
- × 防振ゴム
- × 型ゴム
- × ラジエータホース類
- × オイルホース類
- × ビニールホース類
- × 金属製ブッシュ
- × 小物巻ばね類
- × バッキング類
- × ガスケット類
- × クランプ類
- × コック類

第6 運輸業

(71) 交通運輸事業

(7101) 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業（(7202) 貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。）

[補足解説]

鉄道、軌道、地下鉄道及びモノレール鉄道によって旅客又は貨物の運送、並びにトロリーバス、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の無軌条電車、鋼索鉄道及び索道によって旅客又は貨物の運送を行う事業は、本分類に含まれる。

(7102) 自動車又は軽車両による旅客の運送事業

[補足解説]

乗合バス、ハイヤー、タクシー、貸切バス、遊覧バス、人力車、輪たく、乗合馬車、そり運送及びかご運送等の一般旅客自動車、特定旅客自動車、無償旅客自動車、並びにその他の軽車両等によって旅客の運送を行う事業は、本分類に含まれる。

(7104) 航空機による旅客又は貨物の運送事業

[補足解説]

航空運送及び遊覧航空等の航空機によって旅客又は貨物の運送を行う事業、並びに空港内におけるグランドサービス業は、本分類に含まれる。

(7105) 船舶による旅客の運送事業

[補足解説]

船舶旅客運送、遊覧船及び河川渡船等の海洋、沿岸、港湾、河川及び湖沼において船舶によって旅客の運送を行う事業は、本分類に含まれる。

(7103) 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業

[補足解説]

潜水により測量等を行う事業は本分類に含めず、「3717 沈没物の引揚げ事業」に含まれる。

(7106) その他の交通運輸事業

[補足解説]

乗用車の代行運転を行う事業及び霊柩車の事業は、本分類には含まれる。自動車、その他軽車両及び船舶による貨物運送の事業は本分類に含めず、「72 貨物取扱事業」に含める。

(72) 貨物取扱事業（(73) 港湾貨物取扱事業及び(74) 港湾荷役業を除く。）

[補足解説]

製造業の事業場構内において、親事業の製品を製造する工程内又は工程間で原材料、半製品、製品等の取扱いを行う事業、及び荷造り又は梱包を行う事業等は、親事業の事業の種類と同一の事業の種類に含まれる。

(7201) 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業

[補足解説]

ふん尿くみ取運搬、汚物清掃、じんかい清掃を行う事業は本分類に含めず、「9101 清掃業」に含める。

(7203) 自動車又は軽車両による貨物の運送事業

[補足解説]

貨物自動車運送業（家畜の運送、キャリアカーによる自動車の運送等も含む）、車力業、リヤカー貨物運送業、荷馬車ひき業、馬力業、牛車ひき業、そり運送業、及びサイドカー貨物運送業等の自動車、牛馬車その他の軽車両によって貨物の運送を行う事業は、本分類に含まれる。

(7204) 貨物の荷造り又はこん包の事業

[補足解説]

荷造業、貨物包装業等の運送のため貨物の荷造り、若しくは梱包を行う事業は、本分類に含まれる。

(73) 港湾貨物取扱事業（(74) 港湾荷役業を除く。）

(7301) 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業

[補足解説]

船舶若しくは、はしけにより運送されるべき貨物又は運送された貨物の港湾における荷捌場、上屋、臨港倉庫間における運搬、搬入又は搬出を行う事業、並びに荷捌場、上屋、臨港倉庫内における貨物の移動を行う事業は、本分類に含まれる。

沿岸及び船内における荷役より一貫して行われる荷捌場、上屋、臨港倉庫内の貨物を取り扱う事業は本分類に含めず、「74 港湾荷役業」に含める。

(7302) はしけ又は引船による貨物の運送事業

[補足解説]

沿岸及び船内における荷役より一貫して行われるはしけ、いかだ等による運送の事業は本分類には含めず、「74 港湾荷役業」に含める。

関連通達・事務連絡要旨

● 空港内におけるグラウンドサービス業及び除雪を行う事業についての労災保険率の適用について（昭和 56.3.6 基発第 138 号）

空港内において航空機の離発着に伴って行われる航空機の誘導・けん引、航空機内外の清掃、航空機の汚物処理、航空機への電源供給、航空機の整備及び航空機に対するその他の地上支援業務並びに航空機内食の調整、旅客の手荷物・貨物の積卸し等のサービス業務並びにランプ内（滑走路、誘導路等の制限区域をいう。）のバスによる旅客の輸送等の業務を総合的に行う事業（「グラウンドサービス業」という。以下同じ。）に対しては、これら一連の業務が「航空機による旅客又は貨物の輸送事業」に附帯したサービスの業務であることの特殊性にかんがみ、交通運輸事業に係わる労災保険率の適用を行うこと。

なお、グラウンドサービス業のうち一部の業務のみを事業として行う者に対しては、従来どおり当該事業が該当する労災保険率適用事業細目表による事業の種類の労災保険率の適用を行うものであること。

● 建設工事における廃土等の輸送に対する労災保険法の取扱いについて（昭和 40.2.17 基発第 172 号）

貨物取扱事業として、保険関係の成立している事業が、建設工事における廃土等の輸送を行っている場合には、当該保険関係に含めて取扱うこととし、当該輸送を業として常時行う事業で保険関係の手続がされていないものについては、新たに貨物取扱事業として保険関係を成立させること。

第7 電気、ガス、水道又は熱供給の事業

(81) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業

A 電気業

(8101) 発電、送電、変電又は配電の事業

[補足解説]

水力発電所、火力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所等の発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気の発生を行う事業、並びに変電所等の変圧器、水銀整流器、シリコン整流器、その他の機械装置により変電及び配電を行う事業は、本分類に含まれる。

B ガス業

[補足解説]

工場からガスを仕入れ、かつ、消費者又は販売店に小売又は卸売を行う事業は本分類に含めず、「9801 卸売業・小売業」に含める。

なお、プロパンガス、LPガス等の製造を行う事業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

C 水道業

(8104) 上水道業

[補足解説]

上水道業、水道用水供給業、簡易水道業等、浄水場、配水場、ポンプ場等の施設、その他の設備をもって人の飲用に適する水を供給する事業、並びに工業の用に供する水を供給する事業は、本分類に含まれる。

(8105) 下水道業

[補足解説]

汚水、雨水流道の目的で布設する排水管その他の排水路及び附属装置（下水処理場、下水ポンプ場等）等をもって土地の清潔を保持する事業は、本分類に含まれる。

D 熱供給業

(8106) 熱供給業

[補足解説]

地域冷房、地域暖房、蒸気供給業は、本分類に含まれる。

関連通達・事務連絡要旨

- ガス会社におけるコークス撰別事業に対する労災保険料率の適用について（昭和 36. 3. 24 基収第 644 号）

ガス会社におけるコークス撰別事業は、石炭ガスの製造及び供給を行う事業に附帯して行われるものであるから、「ガス業」の保険料率を適用されたい。

第8 その他の事業

(95) 農業又は海面漁業以外の漁業

(9501) 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業

[補足解説]

米・麦・あわ・大豆・とうもろこし等の穀物を生産する事業、馬鈴しょ・甘しょ・すいか・メロン等の穀物以外の作物を生産する事業、りんご・ぶどう・みかん等の果樹を生産する事業、しいたけの栽培を行う事業、屋外（ビニールハウス内部を含む。）で果実等の栽植、栽培を行う事業、及び畜産農業、養蚕農業を行う事業、庭園樹の植樹、庭園の手入れ等を行う事業は、本分類に含まれる。

一般的な植物の栽培管理、ガーデニング等を行う造園事業も、本分類に含まれるが、暫定任意適用事業には該当しない。

(9502) 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業

[補足解説]

畜産業、養鶏業、酪農業、毛皮獣養殖業、養蜂業、養蚕業等、主として動物の飼育、調教、畜産又は稚養飼育を行う事業、種つけ・育成、ふ卵・育すう、又は家畜の貸付等を行う事業、種つけ請負業、稚蚕飼育請負業、ふ卵請負業、羊毛刈請負業、放牧育成業は、本分類に含まれる。

実験用動物等の飼育、調教、種つけ・育成等を専門的に行う事業は、本分類に含まれる。

(9503) 水産動植物の採捕又は養殖の事業（(11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）

[補足解説]

海面において行われる天然のコンブ、ワカメ等の海藻類の採取の事業、アサリ、ハマグリ等の貝類の採捕の事業、のり、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖の事業及び真珠、ホタテ、カキ等の貝類の養殖の事業等、並びに内水面にて行う水産動植物の採捕又は養殖の事業が該当する。

(91) 清掃、火葬又はと畜の事業

(9101) 清掃業

[補足解説]

「廃棄物」とは、一般廃棄物及び産業廃棄物等の不要物等を指し、廃棄物の収集運搬、処分等を行う事業及び収集運搬から処分までを一貫して行う事業は、本分類に含まれる。

工場、鉄道車両（客車）等の内部清掃の事業は本分類に含まれるが、船舶、建築物等の外部清掃において、足場、ゴンドラ等を使用してガラス拭き、又は煙突掃除等を行う事業は本分類から除かれ、継続事業として「35 建築事業」の労災保険率を適用する。

ビルの室内清掃（廊下、湯沸場、トイレット、玄関ホール、事務室等の清掃）を行う事業は本分類に含めず、「9301 ビルの総合的な管理等の事業」に含める。

(9102) 火葬業

[補足解説]

火葬業等死体の火葬を行う事業は、本分類に含まれる。

なお、葬儀屋、墓地管理業を行う事業は、本分類に含めず、「9416 前各項に該当しない事業」に含める。

(9103) と畜業

[補足解説]

製革業は本分類に含めず、「4701 化学工業」に含める。

皮革製品製造業は本分類に含めず、「6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業（皮革製品製造業）」に含める。

(93) ビルメンテナンス業

(9301) ビルの総合的な管理等の事業

[補足解説]

建築の態様（足場を組む、ゴンドラを使用する等）をもって行う外装及び窓の清掃等の事業は本事業に該当せず、継続事業として「35 建築事業」の労災保険率を適用する。

なお、警備業法（昭和47年法律第117号）による警備を行う事業は、本分類に含めず、「9602 警備業」に含める。

工場、鉄道車両（客車）等の内部清掃の事業は本分類に含めず、「9101 清掃業」に含める。

(96) 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業

(9601) 倉庫業

[補足解説]

貨物の保管、貨物の入出庫管理を行う事業は、本分類に含まれる。

(97) 通信業、放送業、新聞業又は出版業

(9701) 通信業

[補足解説]

地域電気通信業、長距離電気通信業、有線放送電話業、移動電気通信業を行う事業は、本分類に含まれる。

なお、通信網の設置、管理等を行わない携帯電話販売業は本分類に含めず、「9801 卸売業・小売業」に含める。

(9702) 放送業

[補足解説]

公共放送業、テレビジョン放送業（衛星放送業を除く。）、ラジオ放送業、衛星放送業、有線テレビジョン放送業、有線ラジオ放送業を行う事業は、本分類に含まれる。

(9703) 新聞業又は出版業

[補足解説]

新聞社、新聞印刷発行業等の新聞の印刷発行の事業、並びに書籍、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物等の出版印刷を行う事業は、本分類に含まれる。

(98) 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業

(9801) 卸売業・小売業

[補足解説]

繊維品の卸売、農畜産物・水産物の卸売、医療品・化粧品品の卸売、鉱物・金属材料の卸売、建築材料の卸売、食料・食料品、再生資源の卸売、化学製品の卸売、機械器具の卸売、家具・建具・什器の卸売、その他の卸売等、衣・食・住にわたる各種の商品の卸売を行う事業、又は百貨店、デパートメントストアー、スーパーマーケット等の衣・食・住にわたる各種商品を一括して、一事業所で小売を行う事業、並びに飲食料品の小売、ガソリンスタンド、自動車の販売、自転車・荷車の小売、家具・建具・什器の小売、時計の小売、その他の商品の小売を行う事業は、本分類に含まれる。

店舗を有さず、インターネット、電話、ファックス等で注文を受け、最終消費者に販売を行う通信販売の事業は、本分類に含まれる。

調剤薬局は、医師、歯科医師等から発行された処方せんに基づき、患者の疾患の治療のための薬剤の調製を行い、最終消費者に直接販売を行う事業であり、本分類に含まれる。

リサイクルショップは、中古品、不要品等を買取り、必要があれば修理、調整等を行い、最終消費者に販売を行う事業であり、本分類に含まれる。

代理商、仲立業は本分類に含めず、「9416 前各項に該当しない事業」に含める。

(9802) 飲食店

[補足解説]

飲食店を行う事業は、本分類に含まれる。

飲食の提供に附帯して、書籍、雑誌等の娯楽用品又はカラオケ、ゲーム等の娯楽設備の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

(9803) 宿泊業

[補足解説]

旅館、ホテル、割ぼう旅館、国民宿舎、簡易宿泊所、保養所（医師のいないもの）、ペットハウス、山小屋、スキー小屋、下宿業（屋）、学生寮、その他の宿泊所等の宿泊又は宿泊と食事とを提供する事業は、本分類に含まれる。

宿泊サービスに附帯して、カラオケ、ゲーム等の娯楽設備の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

(99) 金融業、保険業又は不動産業

(9901) 金融業

[補足解説]

銀行業（信託銀行、普通銀行）、信託公社、在日外国銀行、金融公庫農林水産金融業、信用金庫、中小商工・庶民・住宅金融業、証券会社、証券取引所、質屋等を行う事業は、本分類に含まれる。

(9902) 保険業

[補足解説]

生命保険業、火災海上保険業、その他の保険業、保険代理業等の保険サービス業を行う事業は、本分類に含まれる。

(9903) 不動産業

[補足解説]

不動産賃貸業、建売業、土地売買業、不動産代理業、その他の不動産業、貸家業、賃貸管理を行う事業は、本分類に含まれる。

(94) その他の各種事業

(9411) 広告、興信、紹介又は案内の事業

[補足解説]

広告、広告代理、新聞広告代理、電車内広告代理、電柱広告代理、びらはり、掲示案内、アドバルーン広告代理等の広告業、興信所、秘密探偵社等の興信業、旅行案内、観光案内等の旅行又は観光案内業、家政婦会、内職周せん、結婚紹介、マネキン紹介等の紹介業、並びに情報提供のサービスを行う事業は、本分類に含まれる。

(9418) 映画の製作、演劇等の事業

[補足解説]

映画撮影所、小型映画フィルム製作所、映画フィルム制作、劇団、楽団等の娯楽の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

また、映画、演劇のセットの制作・取付作業を行う事業は、原則として本分類に含まれる。

ただし、映画、演劇のセットの制作・取付作業のうち映画スタジオ等の屋外で行う作業にあつては業態により各々該当する事業の種類に分類される。

(9419) 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

[補足解説]

映画館、映画劇場、映画サービス、映画配給、劇場、寄席、演芸場、見せ物興行場、曲芸軽業興行場、相撲興行場、競輪場、競馬場、自動車競走場、モーターボート競走場、運動場、公園、庭園、遊園地、遊戯場、碁会所、プレイガイド、つり堀、ヘルスセンター等の事業が本分類に含まれる。

カラオケボックス、インターネットカフェ等、娯楽施設の提供に附帯して、飲食の提供を行う事業は、本分類に含まれる。

ただし、飲食の提供、宿泊サービス等に附帯して、娯楽用品又は娯楽設備の提供を行う事業は、業態により各々該当する事業の種類に分類される。

(9420) 洗たく、洗張又は染物の事業

[補足解説]

洗たく、クリーニング、洗たく物取次、ランドリー、リネンサプライ、貸おむつ、貸タオル、洗張、しみ抜き、染物等の事業は、本分類に含まれる。

(9421) 理容、美容又は浴場の事業

[補足解説]

理容店、美容院、ネイルサロン、エステティックサロン、公衆浴場、特殊浴場等の事業は、本分類に含まれる。

また、手技を用いて心身の緊張を弛緩させるサービスを行うリラクゼーション業は、本分類に含まれる。

トリミングサロンは、愛玩・観賞用動物の清潔を保持するサービスを行う事業であり、本分類に含まれる。

(9422) 物品賃貸業

[補足解説]

事務用機械賃貸業、レンタカー、貸本業、レンタルショップ等の事業は、本分類に含まれる。

(9423) 写真、物品預り等の事業

[補足解説]

写真撮影、写真現像・焼付・引伸、フォトサービス、衣服裁縫修理、手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、物品預り等の事業は、本分類に含まれる。

(9425) 教育業

[補足解説]

学校、各種学校、学習塾等の教育に関する事業は、本分類に含まれる。

スイミングクラブ、フィットネスクラブ等、商業スポーツ施設等で専門的な指導を行うことを常態とする事業は、本分類に含まれる。

ただし、専門的な指導を行うことを常態とせず、施設、設備等の提供のみを行う事業は本分類には含めず、「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」に含める。

(9426) 研究又は調査の事業

[補足解説]

研究所、調査研究を行う事業は、本分類に含まれる。

(9431) 医療業

[補足解説]

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

(9432) 社会福祉又は介護事業

[補足解説]

学童保育、放課後児童クラブ等の名称で行う放課後児童健全育成事業は、本分類に含まれる。

(9416)前各項に該当しない事業

[補足解説]

ペットホテルは、ペットの預かり、清潔保持、運動等の各種サービスを複合的に
行う事業であり、本分類に含まれる。

関連通達・事務連絡要旨

● 研削砥石製造業に係る労災保険率の適用変更並びにしいたけ等の栽植・栽培業及び陸送業 についての労災保険率の適用について（昭和 57.2.1 発労徴第 15 号、基発第 77 号）

イ しいたけ等の栽植・栽培を行う事業について、栽植・栽培の場所、方法のいかんを
問わず、「その他の各種事業」の労災保険率を適用するものであり、事業細目は、「9501
土地の耕作又は植物の栽植・栽培若しくは採取の事業その他の農業」に分類される。

ロ しいたけの栽培を行う事業について、自己のしいたけの栽培にのみ使用することを
目的とする原木の伐採の作業は、しいたけの栽培に当然附随する作業として、主たる
事業であるしいたけの栽培に含めて取り扱うものであること。

● 自動車等を使用して行うふん尿処理事業に対する労災保険法の適用について（昭和 34.2.4 基発第 76 号）

自動車等を使用して行うふん尿処理事業については、昭和 34 年度よりその規模の大小
を問わずすべて施行規則第 3 条第 5 項に該当する事業とし、「(91) 清掃、火葬又はと畜の
事業」の保険料率を適用することとされたい。

● ボイラー清掃業に係る労災保険率の適用について（昭和 59.2.1 発労徴第 11 号、基発第 53 号）

専らボイラーの清掃（本体、付属設備、付属品等に付着した不純物、灰、すすの除去及
び錆落とし並びに錆止め等）を行う事業については、「(91) 清掃、火葬又はと畜の事業」
の労災保険率を適用する。この場合の事業の種類の細目は「9101 清掃業」に分類する。

● 清掃工場における運転管理の労災保険料率の適用について（平成 12.3.23 労徴収第 20 号）

清掃工場における運転管理の事業については「9101 清掃業」により取り扱われたい。

● 労災保険率適用事業細目表を定める告示の一部改正について（昭和 48.3.31 発労徴第 24 号、基発第 193 号）

「9301 ビルの総合的な管理等の事業」は、ビルについてのサービスないし管理等を総合
的に行なう事業をいい、ビルの室内清掃、ビルの設備管理、その他ビルについての各種サ
ービスを総合的に行なう事業が本事業に該当する。

ビルの室内清掃とは、廊下、湯沸場、トイレット、玄関ホール、事務室等の清掃をいい、ビルについてサービスないし管理とは、ビル内の消毒、ネズミ・害虫等の駆除、電気・ボイラ・空調器・給排水機等の保守・運転・管理、電話交換・駐車場の管理、受付・守衛、火災予防、ビル内の売店等をいうものである。

なお、ビルとは、建築基準法第2条第1号に掲げる建築物をいうのものである。

● 「ビルメンテナンス業」に対する取り扱いについて（昭和48.3.31 事務連絡第7号）

「ビルメンテナンス業」については、昭和48年3月31日付発労徴第24号、基発第193号通達によるほか次によること。

- 1 ビルの室内清掃のみの事業についても、本事業として適用する。
- 2 ビルの室内清掃とは、前記の通達に掲げる軽易な清掃をいい、建築の態様（足場を組む、ゴンドラを使用する等）をもって行う外装、窓清掃等は本事業に該当せず、「建築事業」に該当する。
- 3 ゴミの収集、廃棄等を行う事業は、本事業に該当せず、「清掃、火葬又はと畜の事業」に該当する。
- 4 警備業法（昭和47年法律第117号）による警備を行う事業は、本事業には該当しない。

● ゴルフ場のコースの維持管理を行う事業に適用する労災保険率について（平成10.3.31 労働大臣官房労働保険徴収課適用・徴収担当補佐及び労働基準局労災管理課労災保険財政数理室長補佐名事務連絡）

ゴルフ場において、当該ゴルフ場の事業を行う事業主から、コースの芝刈り、芝の破損箇所修復、雑草取り、ゴミ・落ち葉の清掃、樹木の手入れ、下草刈りなど、コースの維持管理全般を請け負って行う事業については、「96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」の料率（6厘）が適用され、事業の細目は「9606 ゴルフ場の事業」であること。

当該ゴルフ場において行う事業についてのものであるから、ゴルフ場に労働者が常駐していて事業として成立しているものであることが前提であること。

● 給食業務等を請け負う事業に係る労災保険率の適用について（平成19.5.1 労災補償部労災管理課労災保険財政数理室長補佐及び労働保険徴収課長補佐（業務担当）名事務連絡）

病院、養護老人ホーム等の社会福祉施設、学校、企業等（以下「病院等」という。）との業務委託契約に基づき、病院等の施設内の厨房設備を使用して調理し、入院患者、施設入居者、学生、従業員等に給食を実施する業務又は食堂等において飲食させる業務を営む事業については、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の料率が適用され、事業の種類細目は次によるものであること。

- ① 食堂等において飲食させる業務を営む事業については、「9802 飲食店」として適用するものであること。

② ①に該当しない場合は、「9801 卸売業・小売業」として適用するものであること。

● **エレベーターの保守点検を行なう事業に対する労災保険法の適用について（昭和 37. 10. 25 基収第 8825 号の 2）**

設置された機械の保守点検のみを行なう事業であるから、継続事業として「(94) その他の各種事業」の保険料率を適用することとされたい。

● **測量業に対する労災保険法の適用について（昭和 39. 4. 15 基発第 489 号）**

測量業者（建設業を併せ営む測量業者については下記※）の行なう測量は、当該業者の本店、支店又は営業所等の事業場において継続事業とし、「(94) その他の各種事業」の保険料率を適用すること。ただし、主として航空機等を使用して行なう場合にあっては、「(71) 交通運輸事業」として取り扱うこと。

※ 建設業を併せ営む測量業者の行なう測量は、当該業者の本店、支店又は営業所の事業場（事務所）につき成立している継続事業の保険関係により取り扱うこと。

ただし、当該業者が同一の場所で、かつ、同じ時期に建設工事と併せ行なう測量は、当該建設工事の保険関係に含めて取り扱うこと。

● **建設業における建設コンサルタント及び発注者の工事監理事務所に対する労災保険法の適用について（昭和 39. 5. 14 基発第 610 号）**

1 建設コンサルタントについて

- (1) 建設工事の設計、調査、測量、工事監理、企画、立案等を請負もしくは受託を業とする、いわゆる建設コンサルタント（技術士事務所又は建築士事務所を含む。）の行なう事業については、原則として当該業者の本店、支店、営業所等の事業場において成立する継続事業に含め「(94) その他の各種事業」の保険料率を適用すること。

したがって、作業上現地で雇用する臨時労働者及び工事監理等のため、当該工事現場に派遣される労働者は、上記の保険関係に含めて取り扱うこと。

- (2) 前号(1)の取扱いをうけるものが、ボーリング工事、横坑掘さく等を伴う地質調査等の建設工事を請負い施工する場合においては、当該工事を前号(1)の事業とは区別し、有期事業として取り扱うこと。
- (3) 建設業と建設コンサルタントをあわせ営むものが、建設工事の設計、調査、工事監理等を、建設工事と同一場所であつ同一時期にあわせ行なう場合には、当該事業を建設工事の保険関係に含めて取り扱うこと。

2 発注者の工事監理事務所について

発注者が、自らの発注にかかる建設工事の工事監理等を行うため、工事現場又はその付近に設置する工事事務所等については、当該事務所が当該工事期間中のみ存続するものを有期事業、その他を継続事業とし、いずれも「(94) その他の各種事業」の保険料率を適用すること。

事項索引（抄）

あ

あん摩マッサージ指圧師、- 80 -

い

インターネットカフェ、- 79 -

え

液化石油ガス、- 31 -

エステティックサロン、- 79 -

LPガス、- 73 -

か

学童保育、- 80 -

カラオケボックス、- 79 -

き

灸師、- 80 -

け

携帯電話販売業、- 77 -

し

歯科技工所、- 80 -

獣医、- 80 -

柔道整復師、- 80 -

す

スイミングクラブ、- 80 -

そ

造園、- 14 -、- 75 -

ち

調剤薬局、- 77 -

つ

通信販売、- 77 -

と

動物病院、- 80 -

トリミングサロン、- 80 -

ね

ネイルサロン、- 79 -

は

廃棄物、- 75 -

針師、- 80 -

ふ

フィットネスクラブ、- 80 -

プロパンガス、- 73 -

へ

ペットホテル、- 81 -

ほ

放課後児童クラブ、- 80 -

り

リサイクルショップ、- 78 -

リラクゼーション、- 79 -

れ

レンタルショップ、- 80 -